

REPORT 2025

JAのご案内

Japan Agricultural Cooperatives

新砂川農業協同組合

DISCLOSURE CONTENTS

ごあいさつ

I. JA新すながわの概要

1. 経営理念・経営方針	1
2. 主要な業務の内容	4
3. 経営の組織	14
4. 社会的責任と地域貢献活動	18
5. リスク管理の状況	20
6. 自己資本の状況	28

II. 業績等

1. 直近の事業年度における事業の概況	29
2. 最近5年間の主要な経営指標	35
3. 決算関係書類（2期分）	36

III. 信用事業

1. 信用事業の考え方	68
2. 信用事業の状況	69
3. 貯金に関する指標	71
4. 貸出金等に関する指標	72
5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高	76
6. 有価証券に関する指標	77
7. 有価証券等の時価情報	78
8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	79
9. 貸出金償却の額	79

IV. その他の事業

1. 営農指導事業	80
2. 共済事業	80
3. 販売事業	83
4. 保管・利用事業	84
5. 購買事業	86

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	87
2. 自己資本の充実度に関する事項	89
3. 信用リスクに関する事項	92
4. 信用リスク削減手法に関する事項	96
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	98
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	98
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	98
8. リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	99
9. 金利リスクに関する事項	100

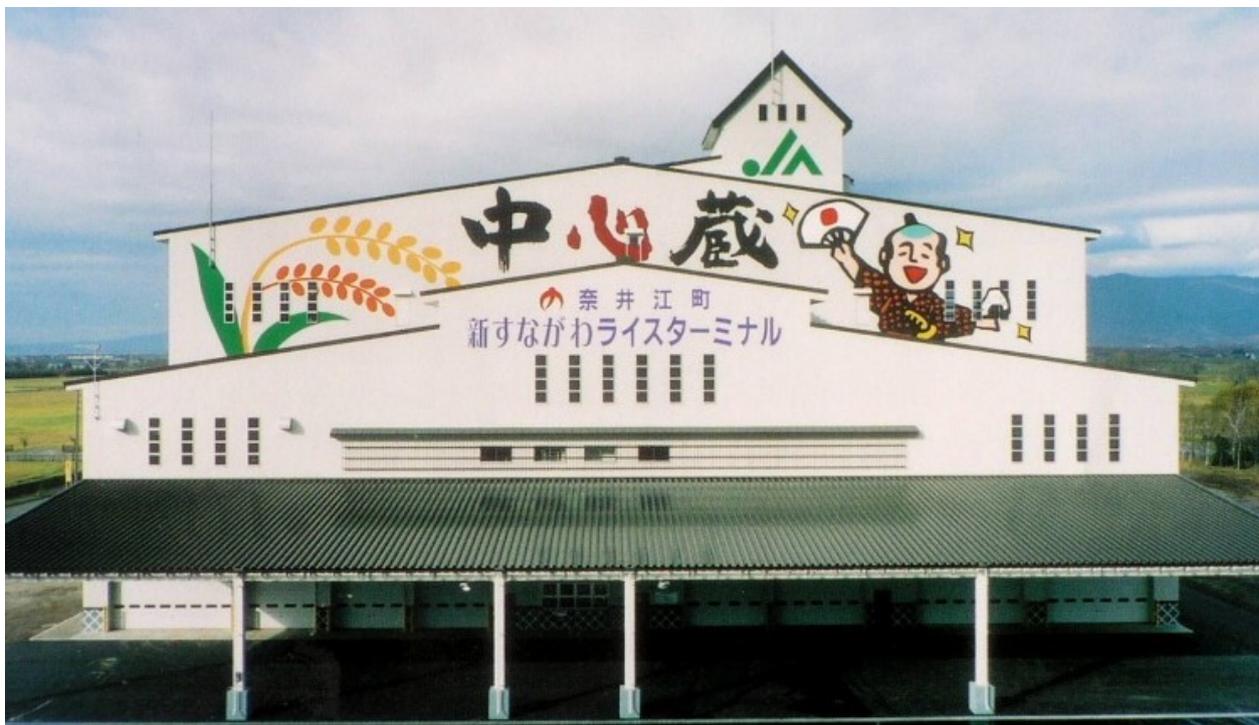
VI. 財務諸表の正確性等にかかる確認	103
---------------------	-----

VII. 沿革・歩み	104
------------	-----

VIII. 記載項目	106
------------	-----

記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しており、単位未満の数字の項目については「0」で表示しております。表示項目を合計した場合と合計表示が合わないことがあります。

ごあいさつ



皆さまには日頃よりJA新すながわをお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

冊子はJA新すながわの活動状況・事業内容などについて紹介するために作成したものです。ぜひご一読いただき、皆さまの当JAに対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

今後とも役職員一同、総力を挙げて努力してまいりますので一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新砂川農業協同組合

I. JA新すながわの概要

1. 経営理念・経営方針

経営理念

- 地域に期待されるJAへ
- 変化する環境への対応
- JAの健全経営と持続可能な組織基盤の強化

経営方針

新型コロナウイルス感染症からの経済回復による国際的なエネルギー需要の増加や国際情勢の変化により、燃料取引価格が高騰するとともに国の補助金政策の見直しが拍車をかけている。肥料も中国による実質的原料輸出規制やロシア・ベラルーシへの経済制裁による両国からの輸出停滞などにより同様、高止まりの状況にあります。資源の乏しい日本はそれら大半を輸入に依存しており、我々農業者には大きな負担となっています。

昨年改正された基本法のポイントとして食料安全保障を基本理念として位置づけ、食料の安定供給かつ合理的な価格で供給すること。また担い手不足を解消するためデジタル技術を生かした『スマート農業』の促進。これらの施策を具体化させるため、今年度『食料・農業・農村基本計画』が策定されます。

生産費の高騰や高齢化により離農する農家が増加する中、生産対価に見合う価格形成を消費者にも理解が醸成されるような計画立案が望まれます。農家が安心して営農が行える状況になるよう願うとともに、農協として組合員に寄り添い事業運営を行ってまいります。

〈今年度の主な部門の施策概要〉

営農指導部門は持続可能な農業を実現するため、環境への配慮を目的に土壌診断結果による施肥面談の実施、基盤整備推進と担い手への農地集積にむけ関係機関と連携するとともに新規就農者の受け入れについても積極的に行う他、人手不足解消に向け職業事業紹介やダイワークによるマッチング強化を継続してまいります。農業所得の増大と安定的な確保のため水田活用の見直しに向けた戦略検討、環境負荷低減への取組による付加価値の創出、生産性向上及び省力化技術を推進してまいります。

販売部門は新すながわ産農産物のブランド化を推進するため消費者ニーズに合わせた品質・規格の高位平準化体制構築を継続し、各種イベントへの参加や消費者・実需者との交流を行うとともに産地情報の発信力向上を行います。重点作物生産対策は水張面積維持拡大のための省力化として直播、蜜苗、疎植栽培の技術普及を図ります。

利用倉庫部門は各施設の整備点検に努め計画的な補修や改修を行う他、省力化の取組として補助金を利用した玉葱粗選別施設拡充やロボットパレタイザー導入を計画します。

生産資材部門は出向き対話する資材課を実践するため職員を増員しスキルアップのための勉強会を行い、生産資材コスト低減を目的として安価肥料や大型規格農薬、資機材・中古農機具提案を推進、スマート農業に対する取組み、農機具整備の技術力向上に努めます。

燃料部門はアロックVIP会員やiZAカード加入促進・LINEお友達募集を通じて新規顧客の獲得、固定化を図ります。

信用部門は組合員ニーズに応じた金融支援を実践し、JAバンク利子補給制度有効活用、農業者負担低減に努める他、利用者や市場金利の動向を踏まえた新規顧客獲得、若年層・高齢者への対応を行います。

昨年導入した営業店システムの利活用により事業効率を追求いたします。

共済部門は組合員・利用者が必要とする「保障・補償額・保障期間」の提供とし、不必要な共済契約未然防止に努め、職員の知識やスキル向上により顧客総合満足度を高めます。

管理部門は内部監査室との連携により役職員意識向上と不祥事をさせない・できない体制を構築する他、人材確保に向けた取組みとしてインターンシップ、企業説明会への積極的参加、就職サイトを活用し適期適合人数確保に努め、農協全体として良好な組織づくりに尽力し組合員の皆様方が安心して営農が行えるよう令和7年度、各部門の施策を進めてまいります。

組合員の皆様のご協力のもと信頼される組合として努力してまいります。本年もご支援・ご協力、増々のご利用お願いいたします。

部門別 重点施策

(1) 営農指導部門

- 持続可能な力強い農業の実現
- 農業所得の増大と安定的確保
- 食農教育の地域貢献活動による農業・JAの魅力発信

(2) 販売部門

- 環境に配慮した農業生産と農産物の生産力向上と販売力の強化
- 産地ブランドの強化と産地情報の発信
- 重点作物に対する生産拡大とICTを活用した技術導入の推進

(3) 利用保管部門

- 各施設の有効利用、効率的な運営と安全管理
- 生産者の省力化に向けた取り組み
- 米穀乾燥調製貯蔵施設の効率的運営と品質管理の向上

(4) 生産資材部門

- 出向き・対話をする資材課
- 生産資材のコスト低減に向けた取り組みとクリーン農業に向けた有機質肥料等の利用推進
- 業務・事務の効率化を高め、負担の軽減

(5) 燃料部門

- 顧客の固定化と新規顧客の獲得
- LINE の QR リーダーの活用と油外商品の拡販強化
- 事務・業務の効率化を図る

(6) 信用部門

- 営農活動の後押しを通じた経営維持・地域農業発展への貢献
- リアル（対面・対話）とデジタルのサービスと、総合事業を活かした利用者との関係構築
- 収益性維持・向上に向けた経営戦略の高度化と経営統制等の確立

(7) 共済部門

- 3Q 推進を実践し組合員・利用者が必要とする「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供
- 法令や共済監督指針等を遵守した「適正な共済推進」の実践

(8) 管理部門

- 内部管理体制の強化
- 職員の人材確保と定着化及び活力ある職場づくりの実践

(10) 内部監査室

- 定款・諸規程に準拠した事務処理の適正化を図ることによる法令(コンプライアンス)や会計基準の遵守
- 事業内容の変更や複雑化に対応する機動的監査を実施し事業推進への取り組みを支援する
- リスク管理の徹底

2. 主要な業務の内容

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

■貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金商品一覧表

種類	期間	預入金額等	特徴
普通貯金	出入自由	1円以上	お手軽に出入ができて、給与や年金の自動受取、公共料金やクレジット代金の自動支払、キャッシュカードなどの便利なサービスがご利用いただけます。
総合口座	出入自由	1円以上	普通貯金の機能に加えて、一つの通帳に定期貯金がセットできるのが特徴で、定期貯金の残高の90%以内(最高300万円)で自動融資を受けられます。
スーパー貯蓄貯金	出入自由	1円以上	普通貯金・総合口座のように自動受取・自動支払の機能はありませんが、金利情勢により有利な金利を設定しており、残高が増えるほど金利が段階的にアップする貯金です。またキャッシュカードもご利用いただけます。
期日指定定期貯金	最長3年 (据置期間 1年)	1円以上	1年複利で高利回り、据置期間経過後はご指定の日にお引出になれます。また、元金の一部お引出もできます。
スーパー定期貯金	1ヵ月以上 5年以内	1円以上	短期の運用から長期の運用まで目的に応じて自由に選べます。預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りで預入期間3年以上なら半年複利の運用でさらにお得です。
大口定期貯金	1ヵ月以上 5年以内	1千万円 以上	大口資金の高利回り運用に最適です。

変動金利定期貯金	1年以上 3年以内	1円以上	お預入日から半年毎に、市場金利の動向に合わせて金利が変動する定期貯金で、金利環境の変化に素早く対応することができます。
定期積金	6ヵ月以上 5年以内	1千円以上	目的に合わせて、毎月の預入指定日に積立てる貯金です。積立期間は6ヵ月以上5年以内の間で自由に選べますから、プランに沿って無理なく目標が達成できます。

一覧は主な貯金です。詳しくは金融窓口でご相談下さい。

■貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

貸出商品一覧表

種類	期間	貸出金額等	資金用途(お使いみち)
J Aフルスペックローン	10年以内		農機具・付随する諸費用、トラック、格納庫、パイプハウス等
住宅ローン	35年以内	5000万円以内	住宅の新築・購入・リフォーム、土地の購入、住宅資金の借換え
リフォームローン	20年以内	1500万円以内	住宅増改築・改装・補修等、借換え
教育ローン	最長 15年以内	1000万円以内	ご子弟・ご本人の入学金・授業料などの支払、および下宿代など、借換え
マイカーローン	10年以内	1000万円以内	自動車・オートバイ・カー用品などの購入・保険掛金資金、借換え
カードローン	1年以内 (自動更新)	最高300万円以内(極度額の範囲内)	用途自由。極度額の範囲内で何度でもご利用いただけます。

一覧は主な貸出金です。詳しくは金融窓口でご相談下さい。

■為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

■ 国債窓口販売業務

国債(利付・割引国庫債券)の窓口販売の取扱いをしています。

■ サービス・その他

当 J A では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売の取扱い、貸金庫のご利用、全国の J A の貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

サービス・その他商品一覧表(種類、特徴等)

種類	特徴
キャッシュカード	このカードで全国の J A バンク各店の A T M、お金の出し入れができる他の金融機関、コンビニ、ゆうちょ銀行の A T M で払出ができます。
年金自動受取	支給日に確実に口座に入金になります。
給与振込	出張、休暇などで不在のときでも給与をお受取りになれます。
公共料金等自動支払	手続きいただきますと口座から自動的に納付や支払をいたします。納め忘れ・支払忘れがなく安心です。
J A ネットバンキング	パソコン・携帯電話等から残高照会や振込・振替などの各種サービスがご利用いただけます。
J A カード	ショッピングやレジャーなど、国内はもとより海外でもご利用になれる便利なカードです。

詳しくは金融窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 手数料一覧

・内国為替手数料

(単位：円、消費税込み)

区分		取引金額	系統及び 本支所宛	他行宛	備考
振込・ 送金	振込 手数料	電信	3万円以上	440	770
			3万円未満	220	550
		文書	3万円以上	440	770
			3万円未満	220	550
	送金手数料			440	770
	インターネットバ ンキング (A T M 振込)	振込 手数料	3万円以上	220	385
3万円未満			110	275	
振替		—	無料	—	

・貯金業務に関する手数料

(単位：円、消費税込み)

区 分		金 額	備 考
組 戻 手 数 料	送金組戻料	660	
	振込組戻料	660	
	取立手形組戻料	660	
	取立手形店舗呈示料	660	
	離島回金料	0	

・貯金業務に関する手数料

(単位：円、消費税込み)

区 分		金 額	備 考	
代 金 取 立 手 数 料	本支所宛	普通扱	440	
		至急扱		
	系統宛	普通扱	440	
		至急扱		
	他行宛	普通扱	660	
		至急扱	880	
貯金手数料	貯蓄貯金払出回数 超過手数料	無料	月間の払出回数6回以降1回増	
残高証明書等発行手数料		330	残高証明書・取引履歴明細書(各1通)	
相続時口座照会手数料		5,060	口座管理法に基づく照会	
未利用口座管理手数料		1,320	(年額) 1万円未満・2年間口座未利用	
インターネットバンキング 利用手数料(個人)		無料	月額	
インターネットバンキング 利用手数料(法人)		1,100	(月額)照会・振込サービス	
		4,400	(月額)照会・振込・データ伝送サービス	
J Aカード一体型発行手数料		無料	I Cキャッシュカード・J Aカード一体型	
I Cキャッシュカード発行手数料		無料	磁気キャッシュカードからの初回切替を含む	
再 発 行 手 数 料	通帳再発行手数料		1,100	
	証書再発行手数料		1,100	
	J Aカード一体型再発行手数料		1,100	キャッシュカード・クレジットカード一体型
	キャッシュカード再発行手数料		1,100	磁気キャッシュカード(法人のみ)
			1,100	I Cキャッシュカード(個人のみ)
ローンカード再発行手数料		1,100		

・ATM入出金手数料

(単位：円、消費税込み)

区 分			利用時間	自農協	JAバンク	セブン銀行	提携	郵貯	他行
				自店・ 僚店	JFマリンバンク	ローン			
				道内・全 国ネット	ファミリーマート セイコーマート ATM	三菱東京 UFJ	郵貯ネット	業態間ネット	
平日	入金	早朝時間帯	8:00～ 8:45	無料		220	—	220	—
		通常時間帯	8:45～18:00			110	—	110	—
		延長時間帯	18:00～21:00			220	—	220	—
	出金	早朝時間帯	8:00～ 8:45	無料		220	110	220	220
		通常時間帯	8:45～18:00			110	無料	110	110
		延長時間帯	18:00～21:00			220	110	220	220
土曜日	入金	早朝時間帯	8:00～9:00	無料		220	—	220	—
		通常時間帯	9:00～14:00			110	—	110	—
		延長時間帯	14:00～21:00			220	—	220	—
	出金	早朝時間帯	8:00～9:00	無料		220	110	220	220
		通常時間帯	9:00～14:00			110		110	110
		延長時間帯	14:00～21:00			220		220	220
日曜日	入金	通常時間帯	8:00～21:00	無料	220	—	220	—	
祝日	出金	通常時間帯	8:00～21:00			110		220	

※ 自農協、JAバンク各ATMの営業時間、営業日は店舗により異なります。

※ セブン銀行、ローソンATM、イーネットATMは、平日22:00までの取扱いとなっております

・ATM振込手数料

(単位：円、消費税込み)

区 分	3万円未満	3万円以上
自店・僚店宛	無	料
系統道内・全国宛	110	220
他行宛	275	385

・両替手数料

(単位：円、消費税込み)

両替枚数	金 額
1枚～100枚	無 料
101枚～1,000枚	330
1,001枚～2,000枚	550
2,001枚以上	550円+330円/1,000枚

・硬貨入金手数料

(単位：円、消費税込み)

両替枚数	金 額
1枚～300枚	無 料
301枚～1,000枚	330
1,001枚～2,000枚	550
2,001枚以上	550円+330円/1,000枚

・その他手数料

その他手数料	区 分		金 額	備 考
	国債口座管理手数料(月額)		110	本年度は減免
	株式・出資金払込手数料		下記	
	1. 一般払込手数料			
	新株引受人が個別に株式の申込みに来るような一般の払い込に適用			
	手数料=有償払込額×(x/1,000)+5円×受付表枚数×(1+消費税率)+所要実費の額 (xは株式払込金事務手続【別表2】による1.45~3.5までの係数)			
	2. 一括払込手数料			
	発行人又は会社が株式払込金を取り纏めて払込むような一括払い込みの場合摘要 (通常、小株主の場合や縁故者募集で払込者が特定されている場合が該当する)			
	手数料=有償払込額×(x/1,000)×1+消費税率+所要実費の額 (xは株式払込金事務手続【別表2】による0.25~2.5までの係数)			

・貸出関連手数料一覧

(単位：円、消費税込み)

手数料の種類		内 容		手数料
クミカン口座維持手数料		1件あたり	年間(11月末徴収)	無料
債務保証料			債務保証額に対し	無料
融資証明書発行手数料		1通あたり	融資証明書	1,100
			住宅ローン年末残高証明書	無料
質権設定手数料		1件あたり	公証役場 確定日付付与手数料700円(非課税) は別途徴収	550
住宅ローン事務取扱手数料		1件あたり		無料
条件変更手数料 (制度資金、受託資金除く)		1件あたり	債務引受、期間変更、保証人関係	3,300
			(根) 抵当権関係	5,500
繰上償還等に 係る手数料	手形貸付	1件あたり	全額繰上償還	1,100
			一部繰上償還	1,100
	農業関連資金	1件あたり	全額繰上償還	(制度資金、受託資金を除く) 5,500
			一部繰上償還	5,500
生活関連資金	1件あたり	住宅ローン 全額繰上償還	繰上償還元金500万円以上	55,000
			繰上償還元金500万円未満	33,000

				一部繰上償還	残高の50%以内	無料
				J Aインターネットバンキングによる一部繰上償還		無料
			住宅ローン以外	全額繰上償還	繰上償還元金100万円以上	11,000
					繰上償還元金100万円未満	5,500
				一部繰上償還	残高の50%以内	無料
				J Aインターネットバンキングによる一部繰上償還		無料

労働保険事務組合事務処理手数料	概算保険料の13%相当額
-----------------	--------------

共済事業

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

終身共済

一生涯にわたって備えられる万一の保障

養老生命共済

貯蓄しながら備えられる万一保障



先進医療に備えられる充実の医療保障



病気やけがにより体に障害が残った時に

引受緩和型医療共済

健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障

一時払終身共済(平28.10)

まとまった資金でご加入しやすい一生涯の万一保障

介護共済

一生涯にわたって備えられる介護保障



確実に受け取れる安心に増える楽しみをプラス



お車の事故による賠償やご自身とご家族のケガ、修理に備える保障

定期生命共済(通減期間設定型)



お手頃な共済掛金でライフステージに応じた必要十分な万一保証をしっかりと準備



「学資金」を効率的に準備したい方へ



「生きる」を応援する充実のがん保障



身近な生活習慣病のリスクに備えたい方に

引受緩和型終身共済

健康に不安のある方もご加入しやすい万一保障

一時払介護共済

まとまった資金で一生涯にわたって備えられる介護保障

認知症共済

一生涯にわたって備えられる認知症の保障



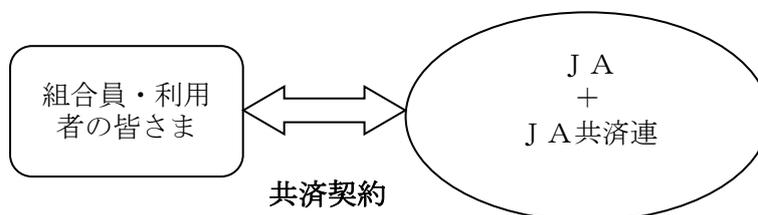
火災はもちろん地震にも備えられる建物・家財の保障



農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障

◇ J A 共済の仕組み

J A 共済は、平成 17 年 4 月 1 日から、J A と J A 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A：J A 共済の窓口です。

J A 共済連：J A 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

営農指導事業

営農指導事業は、J A 事業の原点とも言える最も重要な事業です。

その内容は、「営農及び技術改善指導」「生活改善事業」「教育情報活動」「組織農政活動」の大きく 4 つの柱からなり、この活動費用の一部は正組合員からの賦課金でまかなわれるほかは、全て J A の収益によってまかなわれます。

営農指導事業活動は、直接的には J A に経済的利益をもたらしません、他の主要事業と結合して強化推進の役割を担うと共に、組合員の協同活動の促進に極めて重要な役割を果たしています。

経済事業

〔農業関連事業〕

■ 販売事業

組合員の生産した農畜産物の集出荷、選別、販売などを担い、組合員がより高い農業所得を確保することを目的として、J A が組合員に代わり一元集荷を行い、共同で多元販売を行う事業です。

営農指導部門と連携して、計画生産・計画出荷の体制を確立し、固定需要の維持確保に努めると共に、市場の開拓拡大にも努めて安定した農業経営の維持に貢献しています。

また、消費地の需要や要望を生産者に伝達して需要に応じた精算を誘導するほか、生産履歴の記帳などにより、安全でかつ安心な農畜産物を供給して、消費地の信頼性確保に努めております。

購買事業

購買事業は、肥料、農薬や園芸用品などの生産資材用品の供給、農業機械や車両の供給、修理や車検、ガソリン、灯油や軽油などの燃料油脂の供給が主なる事業です。

「購買事業」の原点は単に「物を売る」ことではなく、組合員の必要な物資を共同で購入して安定的に供給することであり、コスト低減や仕入条件の優位性確保の面から「予約購買」「とりまとめ購買」などを積極的に実施しており、これはJ A購買事業の特色でもあります。

生産施設事業

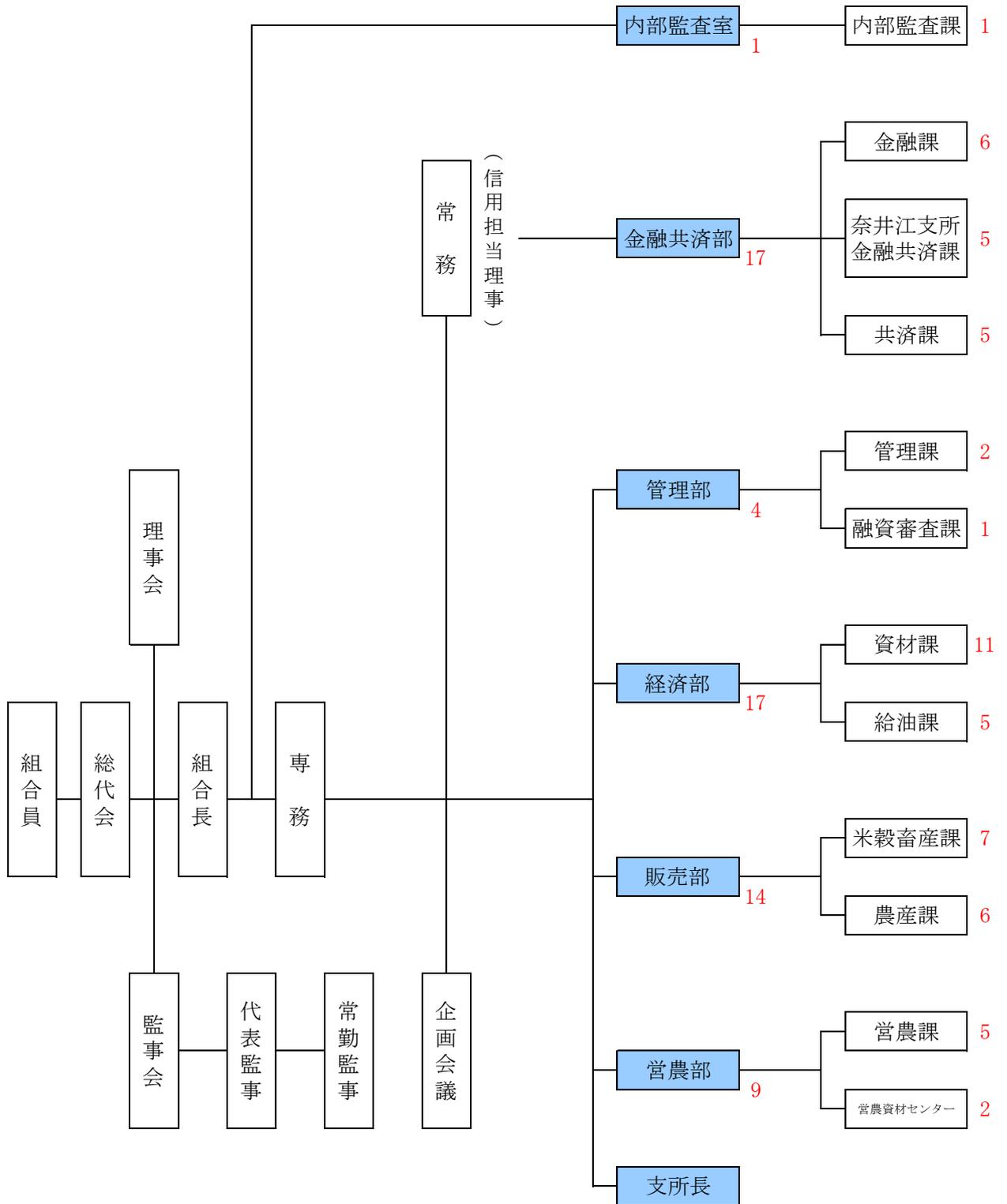
生産者が生産から出荷まで全てを個人完結型で行うのではなく、人手を要する作業や規格品質の統一化や均質化により商品としての付加価値が高まるものについて、J Aの共同利用施設を利用して集荷・選別調整を行い販売しております。

J A新すながわの生産施設は、お米のカントリー施設(ライスターミナル)、タマネギ、トマト、キュウリ、メロンなどの共同選果施設があります。

3. 経営の組織

① 組織機構図

(令和7年1月31日現在)



② 組合員数

(令和7年1月末)

	令和5年度	令和6年度	増減
正組合員	538	516	△ 22
個人	509	487	△ 22
法人	29	29	0
准組合員	2,521	2,428	△ 93
個人	2,485	2,392	△ 93
法人	-	-	
その他	36	36	0
合計	3,059	2,944	△ 115

③ 組合員組織の状況

(単位：人)

組織名	構成員数
新砂川農協青年部	29
新砂川農協女性部	53
砂川市農民協議会	191
奈井江町農民協議会	166
奈井江農業振興会	126
J A 新すながわ直播研究会	15
J A 新すながわカエル倶楽部	13
砂川市水稲振興会	30
J A 新すながわゆめぴりか生産協議会	110
J A 新すながわ特別栽培米生産組合	68
新砂川酪農振興会	5
砂川トマト生産組合	23
砂川ミニトマト部会	39
砂川キュウリ部会	26
ないえメロン生産組合	6
奈井江花き部会	4
砂川市玉葱振興会	18
砂川ひまわりグループ	3
奈井江かぼちゃ生産組合	8
新砂川ブロッコリー部会	13
砂川市果樹組合	2
新砂川ミディトマトグループ	3

④ 地区一覧

砂川市・奈井江町 一円

上砂川町・歌志内市 一円

新十津川町字花月・美唄市茶志内町 一円

⑤ 理事及び監事の氏名及び役職名

■ 役員一覧

(令和7年1月末)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	林 誠	理事	小野 民夫
専務理事	渡部 延三	理事	高田 裕幸
常務理事	笹島 博貴	理事	岡田 圭司
理事	岡本 広志	理事	前谷 拓
理事	尾崎 正広	代表監事	大澤 耕一
理事	樋口 学	常勤監事(員外)	渡邊 芳夫
理事	後藤 臣作	監事	三谷 将

⑥ 会計監査人

みのり監査法人

当組合は、農協法第 37 条の 2 の規定に基づき、当組合の計算書類、すなわち貸借対照表・損益計算書・剰余金処分案および注記表ならびにその附属明細書については、みのり監査法人の監査を受けております。

⑦ 事務所の名称及び所在地

■ 店舗一覧

(令和7年1月末)

名称	所在地	電話番号	CD/ATM 設置台数
新砂川農協 本所	砂川市東 1 条南 1 丁目 1 番 20 号	54-3181	2
新砂川農協 奈井江支所	奈井江町字内 150 番地	65-2211	1
営農資材センター	砂川市東 2 条南 2 丁目 1 番 15 号	54-3181	
資材事務所・農機具整備工場	奈井江町字奈井江町 59 番地	65-2218	
ホクレン砂川給油所	砂川市西 1 条北 22 丁目 1 番地 1 号	53-3011	
ホクレン奈井江給油所	奈井江町字奈井江町 84 番地 1 号	65-2429	
ショッピングプラザ A i A i	砂川市東 1 条南 1 丁目 1 番 20 号	54-3187	
A コープないえ	奈井江町字奈井江町 55 番地	66-3111	

⑧ 特定信用事業代理業者及び共済代理店の状況

(令和7年1月末)

区 分	氏名又は名称 (商号)	主たる事務所の所在地	代表者を営む営業所又は事業所の所在地
特定信用事業 代理業者	該当はありません		
共済代理店	該当はありません		

4. 社会的責任と地域貢献活動

開示項目例	開示内容						
◆ 全般に関する事項							
■ 協同組織の特性	<p>当組合は、砂川市、奈井江町、上砂川町、歌志内市、新十津川町花月、美唄市茶志内町を事業区域としています。</p> <p>農業者・地域住民の方々が組合員となり、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営され、地域の活性化に資する協同組織です。</p> <p>当組合の資金は、その大半が、組合員の皆様や地域利用者の皆様よりお預かりした「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆様方や地方公共団体などにもご利用いただいております。</p> <p>当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、社会貢献に努めています。</p>						
組 合 員 数	2,944 人						
出 資 金	1,411,976 千円						
1. 地域からの資金調達の状況							
■ 貯金積金残高	37,803,750 千円						
■ 貯金商品	<p>○ 普通貯金</p> <p>○ 定期貯金</p> <p>○ 定期積金</p> <p>○ 貯蓄貯金</p> <p>各種貯金キャンペーンなども実施しております。</p>						
2. 地域への資金供給の状況							
■ 貸出金残高	<p>利用者の内訳</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>組合員等</td> <td>2,453</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体等</td> <td>264</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>112</td> </tr> </table>	組合員等	2,453	地方公共団体等	264	その他	112
組合員等	2,453						
地方公共団体等	264						
その他	112						
■ 制度資金取扱状況	<p>○ 農業近代化資金</p> <p>○ 農業経営負担軽減支援資金 . . . 等</p>						
■ 融資商品	○ 地域農業者に対する資金						

	<input type="radio"/> 住宅ローン <input type="radio"/> マイカーローン <input type="radio"/> 教育ローン <input type="radio"/> カードローン <p style="text-align: right;">・・・等</p>
--	---

3. 文化的・社会的貢献に関する事項

■ 文化的・社会的貢献に関する事項	<input type="radio"/> 学校給食への地元農産物の提供に係る支援 <input type="radio"/> 地域行事への参加 <input type="radio"/> 地域の清掃活動(地域の環境保全、景観保全) <input type="radio"/> 各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援 <input type="radio"/> 日本赤十字社の献血への協力 <input type="radio"/> 聞こえの相談会の開催 <input type="radio"/> 年金相談会の開催 <p style="text-align: right;">・・・等</p>
■ 利用者ネットワーク化への取り組み	<input type="radio"/> J A新すながわ年金友の会の活動 <p style="text-align: right;">・・・等</p>
■ 情報提供活動	<input type="radio"/> くみあいだより等のJ A広報誌の発行 <input type="radio"/> J AコネクトやF A X等を通じた、組合員利用者等への情報提供 <input type="radio"/> ホームページの開設 <p style="text-align: right;">・・・等</p> <p style="text-align: center;">https://www.jashinsunagawa.or.jp</p>
■ 店舗体制	<input type="radio"/> J A新すながわ 砂川本所 <input type="radio"/> J A新すながわ 奈井江支所 <input type="radio"/> 営農資材センター <input type="radio"/> 奈井江資材事務所・整備工場 <input type="radio"/> ホクレン砂川給油所 <input type="radio"/> ホクレン奈井江給油所 <input type="radio"/> ショッピングプラザA i A i <input type="radio"/> A コープ奈井江店

4. 地域貢献活動に関する事項(地域との繋がり)

■ 地域貢献に関する事項	<input type="radio"/> 地域密着型金融への取り組み <input type="radio"/> 農業者等の経営支援に関する態勢整備 <input type="radio"/> 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援 <input type="radio"/> 担い手の経営のライフステージに応じた支援 <input type="radio"/> 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み <p style="text-align: right;">・・・等</p>
■ 農業振興活動	<input type="radio"/> 安全・安心な農産物づくりへの取り組み(農業生産加工管理(G A P)への取り組み推進等) <input type="radio"/> 農業祭の開催、地産地消・食育への取り組み <p style="text-align: right;">・・・等</p>

5. リスク管理の状況

■ リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの乱用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

独占禁止法・下請法に違反する行為又は違反する恐れのある行為は行いません。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部門を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化と

のバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意志決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ 内部監査の体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAのすべてを対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事組合長・理事会及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

■ 法令遵守の体制(コンプライアンスの取り組みについて)

○ 基本方針

当JAは、「JAとして社会の望むこと及び時代の要請に応じた業務活動を通じて、地域経済・社会の発展に寄与し公共的使命と社会的責任を全うしていく」ことを認識し、健全な業務運営を通じていくことが社会的責任を全うすることと考えております。

一方、利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

関係法令をはじめとして、定款、規約、組織内部の各種規程・要領・手続等を遵守することは社会の公器であることから、当JAとしてはそれらの遵守を役職員一人一人の最低限の義務と考えております。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上につながるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

○ 運営体制

コンプライアンス体制全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、各部門にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員に配布するとともに、企画会議等諸会議での協議事項については全職員が共通認識を持つべく進めており、役職員個々がその職位や職務に関わりなく、常にコンプライアンスを意識した強い遵法意識を持って業務に取り組むことを徹底しています。更に、職員は身分証明書に記載した行動基準カードを常に携行し、新砂川農業協同組合の職員としての規範遵守の自覚に努めることとしております。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、進捗管理を行っています。

公正で倫理的な組織風土を構築し、組合員や地域社会との連携感と信頼関係を一層確かなものにしていきます。

また、以下に掲げた具体策を通じ、法令遵守の取り組み体制の強化を図っています。

- 員外監事の登用
- 学経理事・監事の登用
- 理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制
- 融資審査体制の整備
- 内部監査室の設置

- 朝礼・企画会議等での組合長からの訓示
- 役職員の法務研修派遣の実施
- 法令等の内部勉強会の実施

■ 利用者保護等管理方針

新砂川農業協同組合(以下「当 J A」という。)は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になろうとする者を含む。以下同じ。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていきます。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当 J Aが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当 J Aとの取引に伴い、当 J Aの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考】

本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ等、商品の販売、仲介、募集等において利用者^①と当 J Aとの間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

■ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

新砂川農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組むとともに反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(管理態勢等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

■ 金融商品の勧誘方針

当 J A は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■ 個人情報保護方針

新砂川農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別す

るための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第2条第4項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

■ 情報セキュリティ基本方針

新砂川農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1.当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2.当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- 3.当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4.当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5.当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

■ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な内容に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(まずは、当JAの窓口へお申し出下さい。)

本所	金融共済部 金融課	電話：0125-54-3181
	金融共済部 共済課	
奈井江支所	金融共済課	電話：0125-65-2211
(金融機関の休業日を除く9時から17時)		
JAバンク相談所		電話：03-6837-1359
(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所)		
(金融機関の休業日を除く9時から17時)		
JA共済相談受付センター		電話：0120-536-093
(土日・祝祭日および12月29日～1月3日を除く9時から17時)		

② 紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- 信用事業

弁護士会 仲裁センター

①の窓口または J A バンク相談所(一般社団法人 J A バンク・ J F マリンバンク相談所)にお申し出ください。

- 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話 : 03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険 A D R

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせください。

6. 自己資本の状況

① 自己資本比率の充実

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 6 年 1 月末における自己資本比率は、26.79% となりました。

② 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	新砂川農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	1,411 百万円(前年度 1,426 百万円)

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「V 自己資本の充実の状況」に記載しております。

II. 業績等

1. 直近の事業年度における事業の概況

(1) 事業の概況

昨今、地球規模での気候変動や国際情勢の不安定化、日本国内では人口減少や経済状況等に起因する食料需給の変動などにより、世界もあわせ食料事情は厳しさを増していると感じております。さらに、日本では基幹的農業従事者の減少が加速しており、農村の集落機能の維持さえ懸念される所もあります。食料自給率の目標も伸び悩んでいる状況において、「農政の憲法」とされる食料・農業・農村基本法が果たすべき役割は極めて大きく、食料安全保障の確保や環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展等課題は山積みの状況であります。

世界の情勢では、アメリカでは第47代大統領にトランプ氏が就任され通算2期目のトランプ政権が始動しました。就任以降、外国からの輸入品への関税措置を次々と表明して隣国のメキシコやカナダのほか、日本を含む各国が対応を迫られています。ロシアによるウクライナへの軍事侵攻がはじまってから3年となりますが、ロシアの侵略が拡大している中、停戦に向けた関係国の協議が進む可能性や、鉱物資源の権益をめぐる協議が今後あるのではないかとされております。

厳しい情勢の中でも当組合の農業全般におきましては、春先の気温が高く融雪が進み春作業も順調に播種や移植作業が出来たと思います。令和6年産の農産物は、5月下旬頃低温が続きました心配されましたが6月から気温が上がり順調に生育されました。7月から8月にかけては降水量も少なく干ばつ気味でありました。昨年と同様に暑い日がありましたが、朝晩の寒暖差もあり生育も平年並みかやや早く進んでいきました。基幹作物の米については空知管内の作況指数は103「やや良」となりました。出穂期以降高温でありましたが登熟も順調に進み、主食用米・酒米・飼料用米を含め昨年より5千俵多い10万6千俵余りの集荷となりました。ゆめぴりかの低蛋白米率は49.3%、基準品率は91.7%の結果になりました。

青果物のきゅうり部会では、収穫量も多く単価高あり、取扱額は計画の129.0%の2億1千6百万円になりました。トマトは若干面積を減らしているものの、取扱額は96.9%の1億7千4百万円となりました。また、ミニトマトの取扱額は計画の105.3%の3億6千3百万円の取扱額となりました。施設野菜主要3品目の取扱高の合計は7億5千3百万円（前年6億3千2百万円）と前年を上回ったところです。玉葱も順調な生育となり、「L・L大」が中心となりました。収量は平年並みで品質の良いものとなりました。異常気象の中、生産者の皆様には大変なご苦勞があったかと思えます。改めて皆様の力強い生産活動に心から敬意と感謝を申し上げます。

信用共済事業におきましては、貯金378億円、貸付金28億2千万円、長期共済保障高341億円、短期共済掛金は1億3千万円と高齢化に伴う保有高の減少などにより大変厳しい状況であります。

経済事業における生産資材部門は、温床・包装資材の取扱量の増加や農業機械、自動車の販売台数の増加により計画対比126.0%の13億円の取扱実績となりました。給油所部門は揮発油の数量減でありましたが、タイヤ販売の増加もあり取扱実績が計画比103.1%の6億5千9百万円となりました。本年度の決算は、事業利益で8千8百万円、税引前当期利益で1億1千5百万円となり、いずれも計画および前年度を上回る結果となり、当期末処分剰余金は1億8千6百万円となりました。今後も経費の削減と自己資本の増強、適正な貸倒引当を行い一層の健全経営に努めて参りますので、組合員皆様の一層のご支援とご協力を引き続きお願い申し上げます。

① 営農指導事業

本年も春先の気温が高く雪解けが進み、農作物全般において春耕作業は順調に推移いたしました。5月下旬から低温が続き心配されましたが、6月に入り気温も上昇し生育も順調に回復傾向へ進みました。昨年同様、高温・干ばつ気味ではありましたが生育については、平年並みかやや早く進む結果となりました。

水稻につきましては、7月・8月の高温・干ばつの影響もあり白未熟により製品歩留まりに影響が出たものの、本年の作況指数は、北空知地域で「103のやや良」となりました。8月の令和の米騒動の影響を受け概算金が4,300円以上値上がり、一律3,500円の追加概算金も決定し1俵20,000円を超える価格になるなど、ほぼすべての農作物が高単価となりました。

温湯消毒施設につきましては、4/6～4/30までの稼働で101件（33ト）と多くの方にご利用いただきました。廃プラについても青年部のご協力をいただき、春・秋合わせ77トの回収をいたしました。資材・燃料の高騰等の影響を受け厳しい状況は続きますが、今後も生産者の皆様のお力になれるようクリーン農業の推進、省力化対策、低コスト技術の普及に努力してまいります。

以下の事項について、市町、普及センター、各関係機関との連携を図り営農指導事業を推進・実施してまいりました。

1). 農業振興、営農支援の推進

- ・経営所得安定対策の推進
- ・水田農業政策(水田活用直接支払・畑地化促進・畑作物産地形成促進)に係る情報の提供
- ・需要に応じた米生産の推進
- ・補助事業及び農業金融制度に係る推進と支援
- ・クリーン農業と生産技術対策の推進(水稻種子温湯消毒処理の推進・みどり食料システム戦略の取組推進)
- ・振興作物の作付け推進と生産組織の育成
- ・生産履歴(トレーサビリティ)記帳の徹底
- ・ICT(スマート)農業の推進と実証試験(RTKシステムのドローンへの活用推進)
- ・多様な担い手の育成支援と確保

2). 農家経営改善の対策

- ・栽培技術と経営指導

3). 農業基盤整備の継続実施

4). 系統組織の育成

- ・青年部、女性部、組織活動の充実

5). 農業安全対策の推進

- ・農作業事故防止の啓蒙

6). 組合員健康管理の推進

- ・総合検診、ミニドックの受診

7). 農業の魅力発信

- ・農業体験の実施、地域主催イベントへの参加協力
- ・地産地消フェアでの農産物のPR、消費者との交流

② 信用事業

本年度の信用事業につきましては、『JA バンク中期戦略』に基づき組合員・地域利用者の様々なニーズに応える総合的な金融サービスを安定的・継続的に提供し『地域に選ばれるJAバンク』を目指して、持続可能なJA経営基盤の確立・強化に取り組んでまいりました。

1). 貯 金

貯金推進の取り組みとしてキャンペーンを年に（夏・冬）2回実施。また家計メイン化推進として年金予約・獲得推進として（DM、電話）を展開してまいりました。

しかし今年度につきましては、他行等への貯金流出も多くなったため期末残高378億375万となり計画比95.7%の結果となりました。

2). 融 資

組合員の皆様が営農を進めていく中で、多様な資金ニーズに見合った確かな資金対応の実現に向けた取り組み、また助成事業等により金利の負担低減をはかりつつ地域農業のメインバンク機能の強化に努めてまいりました。

一方、地域利用者の様々なニーズに対応したJAバンクローンは、キャンペーン等にて積極的な推進を展開し普及拡大を図ってまいりました。期末残高は38億2,605万円の実績となり計画比100.4%の結果となりました。

③ 共済事業

本年度の共済事業につきましては、組合員・利用者の満足度向上をめざし、「地域に密着したJA共済」となるよう総合保障提案活動と相談業務を行ってまいりました。

昨今の異常気象により大雪による雪害や強風による風害に対応すべく建物更生共済の推進や生涯農業に従事してゆく年齢を踏まえ、終身共済払込年齢引き上げの推進をいたしました。生存保障ニーズの高まりによる医療共済メディフル・一時払終身共済・一時払介護共済の周知活動を行ってまいりました。

この結果、長期新契約の保障額は16億752万円となり計画比89.3%となっております。長期保有高は、終身・定期生命・養老の減少により341億4,615万円、計画対比100.2%となっております。短期共済は1億3,187万円の掛金実績となり計画比100.7%となりました。

一方、共済金の支払については短期・長期共済総合計 969件7億2,214万円余り、そのうち満期共済金、給付金、年金等で4億4,677万円の支払がなされており、組合員の皆様の生活保障に大きくお役に立ったものと思います。

④ 販売事業

1). 米 穀

令和6年産米につきましては、4月の高温と少雨により圃場の乾燥化が進み、低タンパク米が期待される中、耕起作業は進められました。

5月に入り日照にも恵まれ苗は順調に生育し、田植え後は5月下旬から低温が続き活着にやや時間を要し、葉が淡い状態が続きましたが、その後は高温傾向で推移し分けつが旺盛となり茎数・穂数は確保されました。

空知管内の作況指数は103の「やや良」となりましたが、予想以上に白未熟粒等の発生が多く、製品歩留まりは低下しました。

出来秋前から「令和の米騒動」と言われるほどの米不足が起こり、米価は高騰し農家所得は増加しましたが、業者との価格競争が激化し全国的に系統集荷は激減しました。それでも当JAのゆめぴりかの集荷量は昨年より5千俵多い5万1千俵余りとなり低タンパク米

比率49.3%、基準品比率91.7%と満足のいく結果となりました。全体の集荷量も籾受入重量で9,848 t（前年比114%）となり平年並の集荷を行う事ができました。

2).農 産

本年の秋まき小麦につきましては、気温が高めに推移したことから、止葉期は平年より5日程度早かったです。5月下旬から6月上旬の低温で生育はやや緩慢となりましたがその後回復し、概ね平年並みの収穫量となりました。

そばにつきましては、播種期である5月下旬から6月にかけて低温や多雨もなく発芽・生育ともに順調でありました。7月以降は高温が続き、開花期後の花粉形成が不十分となり不稔が発生しましたが、被害は昨年と比べ軽微でありました。作付面積は、前年対比105%と微増でありましたが、収量は作年の高温障害による収量減少の影響もあり前年比182%となりました。

3).青果・花き

本年は融雪も早く進み春作業は例年より早いスタートとなりました。5月下旬頃の低温により出荷の遅れも懸念されましたが出荷開始頃には天候も回復し例年通りの出荷開始となりました。本年も酷暑や夜温の高い日が続きましたが適度な降雨もあり出荷量は秋まで安定しておりました。道外産地の酷暑や多雨などの影響もあり野菜全般的に高単価で推移しました。

大玉トマトは、昨年同様酷暑の影響にもありましたが適度な降雨により湿度もあった為、出荷量は安定していました。最終的な出荷量は面積が減少したこともあり前年対比90%、販売金額は計画対比105%・前年対比97%となりました。

ミニトマトにつきましても、大玉トマトと同じく秋まで安定した出荷が続いた為、出荷量は前年対比110%、販売金額は計画対比105%・前年対比117%となりました。

胡瓜については、好天により出荷量の多い日が続いた為、果形が安定せずA品率の低下が続きましたが、下位等級も高単価で販売出来た為、過去にない売上高となりました。出荷量は面積が増えたこともあり前年対比115%、販売金額は計画対比129%・前年対比139%となりました。

メロンにつきましては、肥大期の好天もあり玉肥大が良く、大玉傾向、果形は優品以上の正品が多く、また、近年の面積減少の影響により安定した高価格で推移しました。出荷量は前年対比99%、販売金額は計画対比105%・前年対比101%となりました。

玉葱につきましては、融雪が早く進み昨年と比べ1週間程早く移植作業開始となりました。本年も気温の高い日も続きましたが適度な降雨もあり生育は順調に推移しました。玉の大きさはLサイズ以上が中心の大玉傾向となりましたが平均反収につきましては例年並みとなりました。出荷量につきましては前年対比126%、単価につきましては全国的な野菜不足の影響もあり高単価で推移しています

花きにつきましては、出荷開始から6月下旬頃までは例年より単価の低迷を感じましたが道外産地の酷暑の影響もあり出荷終了頃までは高単価で推移しました。ヒマワリの出荷量は前年対比107%、販売金額は計画対比104%・前年対比103%。カスミソウの出荷量は前年対比117%、販売金額は計画対比93%・前年対比98%になっております。

その他ミディトマト、ブロッコリー、南瓜、加工用トマト、カゴメ向け中玉トマト、雪下キャベツ等を販売し、販売計画11億731万円に対して13億4,865万円となり、計画対比118%、前年対比126%の取扱高となりました。

4).畜 産

生乳生産につきましては、農家戸数、飼養頭数の減少から取扱金額は182,779千円（前年対比90.2%）となりました。また個体販売につきましては取扱金額で14,672千円（前年対比71.7%）、

販売頭数は143頭（前年対比71.8%）となりました。

5).利 用

ライスターミナルの実績につきましては、利用戸数132戸（前年140戸）、半乾受入籾重量9,848 t（前年対比114%）となり、受入俵数は106,810俵（全体の100%、前年対比113%）となりました。

6).倉 庫

利雪型低温倉庫（雪米の蔵）を有効活用することにより、秋の受入作業の効率化と保管場所を集約することによる入出庫の効率化を図りました。「令和の米騒動」による出荷進度の加速を期待しましたが、期末在庫については95,119.5俵（前年比110.8%）となっております。

⑤ 購買事業

1). 生産資材

生産資材事業について、肥料をはじめとする生産資材及び農機具等は原材料費の高騰・円安・電気代を始めとする製造コスト、人件費、輸送コストの上昇等で多くの物が値上げする状況にあり、高止まりの状況が続いています。

販売実績については米の概算金額の上昇により農業機械は順調に売上があり計画を大きく上回りました。肥料、農薬、温床資材等は高騰前取りまとめや早期予約取りまとめを行うことで安定供給に努めました。

2). 燃 料

燃料事業については、ロシア・ウクライナ及び中東情勢の悪化により原油相場は依然高値で推移しています。また、国の燃料油価格激変緩和補助金により価格上昇は抑えられましたが高止まりが続いている状況にあります。

販売数量につきましては、近隣競合店との競争激化によりガソリンは97.6%と苦戦しました。また、灯油・軽油につきましても少雪・暖冬の影響により前年を下回りました。

⑥ 内部監査室

本年度の内部監査につきましては、定款・諸規程の遵守と内部統制の有効性の検証に主眼をおき、業務処理が有効に行われているかを検証し、洗い出された課題への対策検討支援を行いました。

通告監査につきましては、各部門2回以上、合計5回、自主点検も活用しながら業務処理のプロセスの詳細や昨今の不祥事例を参考に検証しました。無通告監査につきましては、高リスク部門でもある現金取り扱い部署を中心に実施し、「不正の機会」と「実行可能性」の根絶に努めました。

また今年度、システムの更新における業務内容の変更があった部門については、現場と共有し事務精査等を整備し運用状況を確認しました。その他、決算財務・資産査定・年度をまたぐ共同計算品の最終精算・経営定期点検の再点検や棚卸立会を行い、正確性を検証しました。

監査結果につきましては、すみやかに組合長及び理事会に報告し、監査時における発見事項及び課題等につきましては、被監査部門と改善に向けた協議を行った上、監事会と情報共有し業務の有効性・効率性を高め事務処理の適正化を支援しました。

⑦ 総合財務

財務の状況は総資産で43,235百万円となり、前年度末に対し2,130百万円減少しています。

財務全体の特徴としては、依然として信用事業主体の構造となっております。

また、将来発生しうる費用に対応する目的の諸引当金、貸倒引当金を始め引当率100%を計上し、適正に引当しています。

純資産の中心となる出資金は年度末で1,411百万円となっており、各種積立金を始めとする純資産総体は年度末残高4,514百万円となり前年より41百万円増加となりました。今後も、財務の健全化に向けて経営の安定を図るべく純資産の充実に努め、強固な事業展開を進めるべく財務基盤の強化に努めてまいります。

(2) 当該年度中に実施した重要事項

- ① 減損処理を行い、砂川給油所の建物及びその他有形固定資産の帳簿価格を回収可能額まで減額（1,975千円）し、1,975千円を特別損失として計上しました。

(3) 組合として対処すべき重要な課題及びそれへの対応方針

- ① 農業所得確保のための生産者支援と販売の強化

担い手の育成や後継者対策、また新たな生産販売体制の強化を図るとともに、販路の開拓、商品開発など販売機能の充実に努めます。

さらにインターネットやSNSなどを活用した、農畜産物のPR活動の展開や、タブレットを活用した営農指導や圃場巡回の実践等を展開してまいります。

- ② 組合員に信頼・支持される事業展開と経営の健全化の確保

組合員ニーズにマッチした事業運営を行うとともに、JAの各事業における独立採算の確立を図り、地域社会の環境の変化に対応できる運営体制の確立に取り組んでまいります。

加えて、経営の安定を図るため、出資の平準化や内部留保の増強など自己資本の充実に努めます。

- ③ 事業利用者に対する対策

JAの総合事業のメリットを活かし、組合員・地域住民に質の高いサービスの提供を目指し、JAの事業利用や組織活動に関わりをもってもらい、ともに参加・行動していただけるサポーター作りに取り組んでまいります。

2. 最近5年間の主要な経営指標

(単位：千円、人、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	2,530,426	2,662,680	2,272,552	2,268,939	2,349,228
信用事業収益	278,730	258,858	238,723	230,263	223,168
共済事業収益	81,658	80,924	74,837	70,634	71,985
農業関連事業収益	2,189,495	2,347,583	1,957,171	1,955,415	2,040,641
営農指導事業	13,253	13,182	13,646	12,627	13,434
経常利益	78,877	91,134	107,197	107,197	116,923
当期剰余金(注)	64,164	67,457	71,442	85,600	98,861
出資金	1,474,814	1,460,426	1,458,019	1,425,699	1,425,699
出資口数	1,474,814口	1,460,426	1,458,019口	1,425,699口	1,411,976口
純資産額	4,439,575	4,473,579	4,491,916	4,487,405	4,514,044
総資産額	45,988,596	46,365,471	50,987,134	45,391,779	43,235,993
貯金等残高	40,520,390	40,823,439	45,422,021	39,906,127	37,803,750
貸出金残高	2,839,866	2,862,807	2,786,384	2,945,742	2,828,693
有価証券残高	2,041	2,030	2,018	2,007	—
剰余金配当金額	22,809	25,605	50,324	44,737	57,498
出資配当の額	7,151	7,160	7,151	6,993	9,884
事業利用分量配当の額	15,658	18,445	43,173	37,744	47,614
職員数	75人	69人	70人	63人	63人
単体自己資本比率	26.47%	26.56%	24.40%	26.13%	26.79%

注1) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注2) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

3. 決算関係書類（2期分）

貸借対照表

（単位：千円）

資 産 の 部		
科 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
1. 信用事業資産	41,297,257	38,996,666
(1) 現金	143,167	133,776
(2) 預金	38,033,597	35,861,117
系統預金	(37,984,820)	(35,816,951)
系統外預金	(48,777)	(44,165)
(3) 有価証券	2,007	0
国債	(2,007)	0
(4) 貸出金	2,945,742	2,828,693
(5) その他信用事業資産	177,912	169,109
未収収益	(171,791)	(165,099)
その他の資産	(6,120)	(4,009)
(6) 債務保証見返	20,141	20,174
(7) 貸倒引当金	△ 25,311	△ 16,205
2. 共済事業資産	88	131
(1) その他の共済事業資産	88	131
(2) 貸倒引当金	△ 0	△ 0
3. 経済事業資産	637,133	855,676
(1) 経済事業未収金	189,571	184,495
(2) 経済受託債権	10,218	214,775
(3) 棚卸資産	217,673	220,598
購買品	(217,673)	(220,598)
(4) その他の経済事業資産	240,417	235,942
(5) 貸倒引当金	△ 747	△ 135
4. 雑資産	122,948	106,456
(1) 組勘未決済勘定	40,843	32,667
(2) その他の雑資産	82,340	73,826
(3) 貸倒引当金	△ 235	△ 36
5. 固定資産	882,883	853,357
(1) 有形固定資産	880,985	851,467
建物	(2,852,976)	(2,862,951)
機械装置	(448,214)	(456,102)
土地立木	(217,273)	(217,273)
その他の有形固定資産	(419,448)	(420,924)
減価償却累計額	(△ 3,056,926)	(△ 3,105,784)
(2) 無形固定資産	1,897	1,889
6. 外部出資	2,353,909	2,353,909
(1) 外部出資	2,353,909	2,353,909
系統出資	(2,330,703)	(2,330,703)
系統外出資	(23,206)	(23,206)
7. 繰延税金資産	77,559	69,796
資産の部合計	45,391,779	43,235,993

負債及び純資産の部		
科 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
(負 債 の 部)		
1. 信 用 事 業 負 債	40,059,578	37,908,736
(1) 貯金	39,906,127	37,803,750
(2) 借入金	71,037	51,112
(3) その他の信用事業負債	62,270	33,698
未払費用	(6,662)	(16,813)
その他の負債	(55,608)	(16,884)
(4) 債務保証	20,141	20,174
2. 共 済 事 業 負 債	69,390	63,319
(1) 共済資金	36,304	30,233
(2) 未経過共済付加収入	33,086	33,086
3. 経 済 事 業 負 債	371,170	350,021
(1) 経済事業未払金	329,755	302,956
(2) 経済受託債務	4,992	6,178
(3) その他の経済事業事業負債	36,422	40,886
4. 雑 負 債	155,680	150,014
(1) 未払法人税等	3,132	5,336
(2) リース債務	15,463	12,794
(3) その他の負債	137,084	131,883
5. 諸 引 当 金	248,555	249,857
(1) 賞与引当金	6,121	5,900
(2) 退職給与引当金	224,200	220,839
(3) 役員退職慰労引当金	18,233	23,117
負 債 の 部 合 計	40,904,374	38,721,949
(純 資 産 の 部)		
1. 組 合 員 資 本	4,487,405	4,514,044
(1) 出資金	1,425,699	1,411,976
(2) 利益剰余金	3,088,862	3,142,986
利益準備金	2,098,560	2,115,760
その他利益剰余金	990,302	1,027,226
経営リスク・体制整備積立金	580,113	620,113
健康管理基金積立金	20,000	20,000
農業教育積立金	57,900	57,900
税効果会計積立金	77,559	69,796
特別積立金	72,800	72,800
当期末処分剰余金	181,929	186,616
(うち当期剰余金)	(85,600)	(98,861)
(3) 処分未済持分	△ 27,156	△ 40,918
純 資 産 の 部 合 計	4,487,405	4,514,044
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	45,391,779	43,235,993

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
1 事業総利益	729,906	737,477
事業収益	2,268,939	2,349,228
事業費用	1,539,032	1,611,751
(1) 信用事業収益	240,481	233,422
資金運用収益	230,263	223,168
(うち 預金利息)	(903)	(7,132)
(うち 受取奨励金)	(172,284)	(158,701)
(うち 有価証券利息)	(9)	(6)
(うち 貸出金利息)	(43,465)	(45,518)
(うち その他受入利息)	(13,600)	(11,809)
役務取引等収益	9,496	9,530
その他経常収益	721	722
(2) 信用事業費用	55,064	57,170
資金調達費用	18,790	18,790
(うち 貯金利息)	(17,966)	(26,461)
(うち 給付補填備金繰入)	(5)	(10)
(うち 借入金利息)	(819)	(1,464)
役務取引等費用	3,971	2,221
その他経常費用	32,302	27,013
(うち 貸倒引当金繰入額)	(△ 3,184)	(△ 9,106)
信用事業総利益	185,416	176,251
(3) 共済事業収益	71,919	73,463
共済付加収入	66,668	67,202
その他の収益	5,250	6,261
(4) 共済事業費用	1,285	1,478
その他の費用	1,285	1,478
(うち 貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)
共済事業総利益	70,634	71,985
(5) 購買事業収益	1,618,892	1,692,400
購買品供給高	1,511,288	1,591,750
購買手数料	14,495	17,276
その他の収益	93,108	83,373
(6) 購買事業（農業関連）費用	1,419,698	1,489,268
購買品供給原価	1,335,494	1,402,066
購買品配達費	36,139	38,042
その他費用	48,064	49,159
(うち 貸倒引当金繰入額)	(△ 426)	(△ 575)
購買事業総利益	199,194	203,132
(7) 販売事業収益	152,349	145,435
販売品販売高	55	24
販売手数料	94,375	92,445
その他の収益	57,918	52,966
(8) 販売事業費用	11,096	5,448
販売品販売原価	53	23
その他の費用	11,042	5,425
(うち 貸倒引当金戻入益)	(△ 9)	(△ 1)
販売事業総利益	141,253	139,987

(単位：千円)

科 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
1 事業総利益	729,906	737,477
事業収益	2,268,939	2,349,228
事業費用	1,539,032	1,611,751
(1) 信用事業収益	240,481	233,422
資金運用収益	230,263	223,168
(うち 預金利息)	(903)	(7,132)
(うち 受取奨励金)	(172,284)	(158,701)
(うち 有価証券利息)	(9)	(6)
(うち 貸出金利息)	(43,465)	(45,518)
(うち その他受入利息)	(13,600)	(11,809)
役務取引等収益	9,496	9,530
その他経常収益	721	722
(2) 信用事業費用	55,064	57,170
資金調達費用	18,790	18,790
(うち 貯金利息)	(17,966)	(26,461)
(うち 給付補填備金繰入)	(5)	(10)
(うち 借入金利息)	(819)	(1,464)
役務取引等費用	3,971	2,221
その他経常費用	32,302	27,013
(うち 貸倒引当金繰入額)	(△ 3,184)	(△ 9,106)
信用事業総利益	185,416	176,251
(3) 共済事業収益	71,919	73,463
共済付加収入	66,668	67,202
その他の収益	5,250	6,261
(4) 共済事業費用	1,285	1,478
その他の費用	1,285	1,478
(うち 貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)
共済事業総利益	70,634	71,985
(5) 購買事業収益	1,618,892	1,692,400
購買品供給高	1,511,288	1,591,750
購買手数料	14,495	17,276
その他の収益	93,108	83,373
(6) 購買事業(農業関連)費用	1,419,698	1,489,268
購買品供給原価	1,335,494	1,402,066
購買品配達費	36,139	38,042
その他費用	48,064	49,159
(うち 貸倒引当金繰入額)	(△ 426)	(△ 575)
購買事業総利益	199,194	203,132
(7) 販売事業収益	152,349	145,435
販売品販売高	55	24
販売手数料	94,375	92,445
その他の収益	57,918	52,966
(8) 販売事業費用	11,096	5,448
販売品販売原価	53	23
その他の費用	11,042	5,425
(うち 貸倒引当金戻入益)	(△ 9)	(△ 1)
販売事業総利益	141,253	139,987

科 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
(9) 保管事業収益	53,646	55,810
(10) 保管事業費用	669	1,047
保管事業総利益	52,977	54,763
(11) 利用事業収益	156,645	171,155
(12) 利用事業費用	76,730	80,538
利用事業総利益	79,914	90,617
(13) 指導事業収入	12,627	13,434
(14) 指導事業支出	12,110	12,693
(うち 貸倒引当金繰入額)	(17)	(38)
指導収支差額	516	740
2. 事業管理費 合計	653,177	648,542
(1) 人件費	449,376	438,294
(2) 業務費	41,267	43,170
(3) 諸税負担金	18,912	18,699
(4) 施設費	138,320	142,666
(5) その他事業管理費	5,300	5,712
事 業 利 益	76,729	88,934
3. 事業外収益	65,760	62,902
(1) 受取雑利息	1,524	1,424
(2) 受取出資配当金	20,043	20,956
(3) 賃貸料	41,260	39,579
(4) 貸倒引当金戻入益		
(5) 雑収入	2,932	943
4. 事業外費用	35,292	34,912
(1) 支払雑利息	120	0
(2) 寄付金	120	974
(3) 貸倒引当金戻入益	△ 13	△ 198
(4) 雑損失	35,065	34,137
経 常 利 益	107,197	116,923
5. 特別利益	1,942	8,228
(1) 固定資産処分益	11	751
(2) その他の特別利益	1,930	7,477
6. 特別損失	2,758	9,793
(1) 固定資産処分損	0	0
(2) 減損損失	674	1,975
(3) 災害による損失	2,084	7,818
税 引 前 当 期 利 益	106,381	115,358
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	3,132	8,734
法 人 税 等 調 整 額	17,648	7,762
法 人 税 等 合 計	20,780	16,496
当 期 剰 余 金	85,600	98,861
当 期 首 繰 越 剰 余 金	78,680	79,991
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額		
遡 及 的 処 理 後 当 期 首 繰 越 剰 余 金		
税 効 果 目 的 積 立 金 取 崩	17,648	7,762
当 期 未 処 分 剰 余 金	191,929	186,616

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

項目	令和5年度	令和6年度
1 当期末処分剰余金	181,929	186,616
2 剰余金処分額	101,937	117,298
(1) 利益準備金	17,200	19,800
(2) 任意積立金	40,000	40,000
農業教育基金積立金		
経営リスク・体制整備積立金	(40,000)	(40,000)
(3) 出資配当金	6,993	9,883
(4) 事業分量配当金	37,744	47,614
3 次期繰越剰余金	79,991	69,318

注) 1. 出資配当率は次の通りです。

令和5年度	0.50%	令和6年度	0.70%
-------	-------	-------	-------

出資配当金（税引後）の合計額の1,000円以上を出資増口（千円単位）とする。

2. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための以下の繰越額が含まれています。

令和5年度	4,300	令和6年度	5,000
-------	-------	-------	-------

3. 任意積立金における目的積立金の積み立て目的及び積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

目的積立金の概要				
種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準
経営リスク・体制整備積立金	JAの経営基盤である営農・金融共済・経済事業は経済の国際化、金融事業の自由化に伴う競争の激化、農協経営を取り巻く環境の変化に対し競争力のある農協事業の基盤を確立するため、将来のリスクに対する財源を確保するため ①金利変動リスクに対する支出 ②将来の貸付リスクに対する支出 ③各事業に係るマーケティング調査等に係る支出 ④農畜産物販売等リスクに対する支出 ⑤肥料等生産資材の価格変動に対する支出 ⑥経営基盤に与える将来的なリスク(政策、制度、会計基準の変更等)に対する支出 ⑦建物、施設、機械等の更新、改修、取得に対する支出 ⑧自然災害等に対して実施する諸対策に対する支出 ⑨①から⑧までに類する支出	10億円	毎事業年度の剰余金処分案による	積立目的の事由が発生したとき、理事会に付議したうえで取り崩す

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準
健康管理基金積立金	組合員の健康管理・医療に関する費用の給付のため	定め無し	基金会計に対する指定寄付金・基金の運用利息・その他の収益金とする	当該年度の生活改善費に予算化しその範囲内とする
農業教育基金	農業後継者の育成、先進事例の視察研修等に関する費用の給付のため	定め無し	基金会計に対する指定寄付金・基金の運用利息・その他の収益金とする	当該年度の教育情報費に予算化しその範囲内とする
税効果会計積立金	繰延税金資産取崩に係る支出	繰延税金資産の期末残高を上限に積立	法人税等調整額	繰延税金資産の取崩に係る支出が発生した場合
特別積立金	損失金の補填または組合事業の改善発達のため	定め無し	毎事業年度の剰余金から利益準備金、教育情報繰越金を控除し残余があるとき積み立てることができる	積立目的の事由が発生したとき、総会の議決により定めた支出に充てる

令和5年度 注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ② その他有価証券
〔市場時価のない株式等〕 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法)を採用しています。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・ 購買事業

農業生産に必要な資材を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 利用事業

乾燥調製施設・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料としてひょうじしてあります。

② 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

2. 会計方針の変更

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前) 77,559 千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 5 年 11 月に作成した収支シュミレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 674 千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 4 年 1 月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 26,294 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 446,119 千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

建物 122,276 千円、機械装置 296,040 千円、土地 10,863 千円、その他の有形固定資産 16,938 千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、フォークリフト、ライスターミナル自主検査システム等については、リース契約により使用しております。

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額はありません。

理事および監事に対する金銭債務の総額はありません。

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 29,312 千円、危険債権額は 32,811 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額(①及び②の合計額)は62,124千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書関係

(1) 減損損失の状況

① グループिंगの概要

事業用別の管理会計上の区分を基本に、共通、営農、販売、信用・共済を共用資産としてグループングしております。農業関連施設は、組合の営農に必要な共同利用施設として設定するものであり、必ずしも施設利用料で投下額を回収するのではなく、農業関連またはJA全体の利益で負担することとしており、共用資産として位置付けております。資材・農機事業は一般資産としてグループングしております。給油事業については本支所ごとに一般資産としてにグループングしております。賃貸資産および遊休資産は物件ごとにグループングしております。

② 当期において減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

場 所	用 途	種 類	備 考
砂川給油所	スタンド	建物	

③ 減損損失の認識に至った経緯

砂川給油所については競合店の影響により売上が低迷しており収益の確保が困難であり、共通経費配賦後の事業利益がマイナスとなることから固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額をし、固定資産の減損損失(674千円)として特別損失に計上しました。

④ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

場 所	建 物	合 計
砂川給油所	674千円	674千円

⑤ 回収可能価額の算定方法

・砂川給油所の土地の回収可能額は正味売却価額により測定しており、時価は固定資産税評価額をもとに算定しております。土地を除く各固定資産については、備忘価格1円を残し全額減損しております。

6. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協

同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、組合員への貸出金の原資として借入れた、北海道信用農業協同組合連合会からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうち満期保有目的に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.27%下落したものと想定した場合には、経済価値が30,699千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めず③に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	38,033,597	38,017,982	△15,615
有価証券	2,007	2,007	
満期保有目的の債権	(2,007)	(2,007)	
貸出金	2,945,742		
貸倒引当金(*1)	△ 25,311	-	-
貸倒引当金控除後	2,920,431	2,983,468	63, 037
資産計	40,956,035	41,003,457	47,422
貯金	39,906,127	39,879,482	△26,645
経済事業未払金	71,037	71,948	910
負債計	39,977,164	39,951,430	△25,735

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS(金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均(複利計算)と約定時に定めた固定金利を交換するもの)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

ハ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS のレー

トで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*)	2,353,909

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	38,033,597	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債権	2,000	-	-	-	-	-
貸出金(*1,2)	785,692	321,979	285,597	240,827	185,740	1,097,314
合計	38,821,289	321,979	285,597	240,827	185,740	1,097,314

(*1)貸出金のうち、当座貸越 45,917 千円については「1年以内」に含めております。

(*2)貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 28,591 千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	36,220,805	1,284,446	1,871,263	372,580	157,031	-
借入金	15,566	14,379	12,658	12,518	10,011	5,904
合計	36,236,371	1,298,825	1,883,921	385,098	167,042	5,904

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

7. 有価証券関係

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

- ① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	2,007	2,007	△0
	小計	2,007	2,007	△0
合計		2,007	2,007	△0

8. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A 全国共済会との契約による J A 退職金給付制度を採用しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 265,255	千円	
①退職給付費用	△ 27,042	千円	
②退職給付の支払額	51,928	千円	
③特定退職金共済制度への拠出金	16,169	千円	
調整額合計	△41,054	千円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 224,200	千円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 450,658	千円	
② 特定退職金共済制度（J A 全国共済会）	226,458	千円	
③ 未積立退職給付債務	△ 224,200	千円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 224,200	千円	
⑤ 退職給付引当金	△ 224,200	千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	27,042	千円
--------	--------	----

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 5,383 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、51,233 千円となっています。

9. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産		
貸倒引当金超過額	4,610	千円
賞与引当金	1,693	千円
退職給付引当金	62,013	千円
役員退職慰労引当金	5,043	千円
減損損失否認額	21,218	千円
その他	7,593	千円
繰延税金資産小計	102,172	千円
評価性引当額	△ 24,612	千円
繰延税金資産合計 (A)	77,559	千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法廷実行税率	27.66	%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.33	%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.58	%
事業分量配当金	△ 9.81	%
住民税均等割・事業税率差異等	2.94	%
評価制引当額の増減	△ 1.03	%
その他	1.02	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.53	%

10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和6年度 注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① その他有価証券
〔市場時価のない株式等〕 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法)を採用しています。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・ 購買事業

農業生産に必要な資材を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 利用事業

乾燥調製施設・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方

に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前) 69,796 千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積りについては、令和 7 年 2 月に作成した中期経営計画の基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 1,975 千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 7 年 2 月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 16,377 千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 448,420 千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

建物 122,276 千円、機械装置 297,556 千円、土地 10,863 千円、その他の有形固定資産 17,724 千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、フォークリフト、ライスターミナル自主検査システム等については、リース契約により使用しております。

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額はありません。

理事および監事に対する金銭債務の総額はありません。

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 22,561 千円、危険債権額は 25,526 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額（①及び②の合計額）は 48,088 千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書関係

(1) 減損損失の状況

① グループの概要

事業用別の管理会計上の区分を基本に、共通、営農、販売、信用・共済を共用資産としてグルーピングしております。農業関連施設は、組合の営農に必要な共同利用施設として設定するものであり、必ずしも施設利用料で投下額を回収するのではなく、農業関連またはJA全体の利益で負担することとしており、共用資産として位置付けております。資材・農機事業は一般資産としてグルーピングしております。給油事業については本支所ごとに一般資産としてグルーピングしております。賃貸資産および遊休資産は物件ごとにグルーピングしております。

② 当期において減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

場 所	用 途	種 類	備 考
砂川給油所	スタンド	建物	

③ 減損損失の認識に至った経緯

砂川給油所については競合店の影響により売上が低迷しており収益の確保が困難であり、共通経費配賦後の事業利益がマイナスとなることから固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額をし、固定資産の減損損失（1,975千円）として特別損失に計上しました。

④ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

場 所	建物	その他の有形固定資産	合計
砂川給油所	503千円	1,471千円	1,975千円

⑤ 回収可能価額の算定方法

・砂川給油所の土地の回収可能額は正味売却価額により測定しており、時価は固定資産税評価額をもとに算定しております。土地を除く各固定資産については、備忘価格1円を残し全額減損しております。

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。借入金は、組合員への貸出金の原資として借入れた、北海道信用農業協同組合連合会からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき

必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうち満期保有目的に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%下落したものと想定した場合には、経済価値が16,986千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めず③に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	35,861,117	35,770,244	△90,873
貸出金	2,828,693		
貸倒引当金(*1)	△ 16,205	-	-
貸倒引当金控除後	2,812,488	2,847,308	34,820
資産計	38,673,606	38,617,552	△56,053

貯金	37,803,750	37,643,593	△160,157
経済事業未払金	51,112	51,062	△49
負債計	37,854,863	37,694,655	△160,207

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS(金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均(複利計算)と約定時に定めた固定金利を交換するもの)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によります。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*)	2,353,909

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	35,861,117	-	-	-	-	-
貸出金(*1,2)	644,770	322,520	279,539	226,420	183,683	1,146,693
合計	36,505,888	322,520	279,539	226,420	183,683	1,146,693

(*1)貸出金のうち、当座貸越 35,520 千円については「1 年以内」に含めております。

(*2)貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 25,066 千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(*1)	31,268,496	1,529,323	4,240,340	152,830	612,849	-
借入金	12,555	11,589	12,658	9,729	1,703	4,096
合 計	31,281,051	1,540,822	1,883,921	162,559	614,553	4,096

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示しております。

6. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A 全国共済会との契約による J A 退職金給付制度を採用しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 224,200 千円	
① 退職給付費用	△ 25,858 千円	
② 退職給付の支払額	14,301 千円	
③ 特定退職金共済制度への拠出金	14,917 千円	
調整額合計	3,360 千円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 220,839 千円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 445,092 千円	
② 特定退職金共済制度 (J A 全国共済会)	224,252 千円	
④ 未積立退職給付債務	△ 220,839 千円	①+②
⑤ 貸借対照表計上額純額	△ 220,839 千円	
⑥ 退職給付引当金	△ 220,839 千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	25,858 千円
--------	-----------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続

組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 5,223 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、41,148 千円となっています。

7. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	2,012	千円
賞与引当金	1,632	千円
退職給付引当金	61,084	千円
役員退職慰労引当金	6,394	千円
減損損失否認額	19,399	千円
その他	2,253	千円
繰延税金資産小計	92,775	千円
評価性引当額	△ 22,979	千円
繰延税金資産合計 (A)	69,796	千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実行税率	27.66	%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.66	%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.49	%
事業分量配当金	△ 11.42	%
住民税均等割・事業税率差異等	2.32	%
各種税額控除等	△ 0.89	%
評価制引当額の増減	△ 1.42	%
その他	0.38	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.30	%

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

■ キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（単位：千円）

科 目	令和5年度	令和6年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	106,381	115,358
減価償却費	67,302	48,777
減損損失	674	1,975
役員退任慰労引当金の増加額(△は減少)	△ 18,319	4,884
貸倒引当金の増加額(△は減少)	△ 3,615	△9,511
賞与引当金の増加額(△は減少)	△ 114	△221
退職給付引当金の増加額(△は減少)	△ 41,054	△3,360
その他引当金の増減額(△は減少)		1
信用事業資金運用収益	△ 230,263	△223,168
信用事業資金調達費用	18,790	27,936
共済貸付金利息		
共済借入金利息		
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 21,567	△22,380
支払雑利息	120	
有価証券関係損益(△は益)	11	
固定資産売却損益(△は益)	△ 11	4,054
固定資産除去損		△4,805
固定資産圧縮損		2,301
一般補助金		△2,301
外部出資関係損益(△は益)		
その他損益		
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△ 159,357	125,224
預金の純増(△)減	3,954,000	2,938,000
貯金の純増減(△)	△5,515,894	△2,102,377
信用事業借入金の純増減(△)	△ 19,510	△19,925
その他の信用事業資産の純増(△)減	1,356	15,638
その他の信用事業負債の純増減(△)	12,877	△38,128
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増(△)減		
共済借入金の純増減(△)		
共済資金の純増減(△)	3,966	△6,070
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 1,185	
その他の共済事業資産の純増(△)減	△ 72	△42
その他の共済事業負債の純増減		
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		

受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	35,174	5,075
経済受託債権の純増(△)減	△ 1,481	△204,556
棚卸資産の純増(△)減	10,284	△2,925
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△ 32,379	△25,058
経済受託債務の純増減(△)	△ 65	1,185
その他経済事業資産の純増(△)減	2,884	2,669
その他経済事業負債の純増減(△)	△ 14,794	△1,740

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(その他の資産及び負債の増減)		
未払消費税等の増減額(△)	△ 111	
その他の資産の純増(△)減	4,035	10,320
その他の負債の純増減(△)	2,440	12,369
信用事業資金運用による収入	229,894	215,739
信用事業資金調達による支出	△ 20,638	△17,786
共済貸付金利息による収入		
共済借入金利息による支出		
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 43,173	△37,744
小 計	△ 1,673,417	809,406
雑利息及び出資配当金の受取額	21,567	22,380
雑利息の支払額	△ 120	
法人税等の支払額	△ 3,132	△6,529
過年度遡及会計適用による影響額		
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,655,102	825,256
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出		
有価証券の売却による収入		
有価証券の償還による収入		
補助金の受入による収入		2,301
固定資産の取得による支出	△ 61,939	△44,385
固定資産の売却による収入	11	△4,054
外部出資による支出		
外部出資の売却等による収入		
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 61,927	△46,138
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
経済事業借入金の借入による収入		
経済事業借入金の返済による支出		
出資の増額による収入	84,472	8,330
出資の払戻による支出	△ 89,162	△49,775
持分の譲渡による収入	19,689	27,156

持分の取得による支出	△ 19,689	△27,156
出資配当金の支払額	△ 7,151	△6,993
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,841	△48,438
4 現金及び現金同等物に係る換算差額		
5 現金及び現金同等物の増加額(または減少額)	△ 1,728,871	730,679
6 現金及び現金同等物の期首残高	2,757,637	1,028,765
7 現金及び現金同等物の期末残高	1,028,765	1,784,893

令和5年度部門別損益計算書

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業				営業指導事業	共通管理費等
				販売	資材農機	給油	利用保管		
① 事業収益	2,761,987	240,481	71,919	2,436,960	152,349	1,398,310	676,008	210,291	12,627
② 事業費用	3,032,080	55,064	1,285	1,963,621	11,096	1,257,442	617,682	77,399	12,110
③ 事業総利益 (①-②)	729,906	185,416	70,634	473,339	141,253	140,868	58,326	132,892	517
④ 事業管理費	653,177	89,310	55,145	420,399	125,879	105,624	55,732	133,164	88,323
人件費	449,376	73,135	47,064	252,943	108,102	78,769	28,719	37,353	76,235
業務費	41,267	5,401	2,473	30,194	7,452	8,878	5,843	8,021	3,199
諸税負担金	18,912	2,243	896	14,617	1,832	2,812	1,581	8,392	1,157
施設費	138,320	7,799	4,358	119,392	7,747	14,391	19,132	78,122	6,770
うち減価償却費	46,600	2,093	1,098	40,946	1,747	1,905	2,429	34,865	2,464
その他事業管理費	5,300	732	354	3,253	747	773	457	1,276	962
⑥ 各事業管理費のうち 配分された共通管理費		24,154	1,927	108,953	25,181	25,718	14,960	43,095	12,938
うち減価償却費		1,035	511	4,669	1,079	1,102	641	1,847	554
⑧ 事業利益 (③-④)	76,729	96,106	15,489	52,940	15,375	35,245	2,594	△ 273	△ 87,806
⑨ 事業外収益	65,760	9,628	4,754	46,055	11,514	10,290	6,041	18,198	5,337
うち共通分の配分		9,628	4,754	43,429	10,037	10,251	5,963	17,178	5,157
⑩ 事業外費用	35,292	5,391	2,662	24,366	5,620	5,777	3,339	9,618	2,887
うち共通分の配分		5,391	2,662	24,316	5,620	5,740	3,339	9,618	2,887
⑬ 経常利益 (⑧+⑨-⑩)	107,197	100,344	17,581	74,629	21,268	39,758	5,296	8,308	△ 85,357
⑭ 特別利益	1,942			1,930			102	1,828	12
うち共通分の配分									
⑯ 特別損失	2,758	0	0	2,758		0	1,314	1,444	0
うち共通分の配分									
⑱ 税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯)	106,381	100,344	17,581	73,801	21,268	39,758	4,084	8,691	△ 85,345
⑲ 営業指導事業分の配分		12,192	12,192	60,961	12,192	12,192	12,192	24,384	85,345
⑳ 税引前当期利益 (⑱-⑲)	108,381	88,152	5,389	12,841	9,076	27,566	△ 8,109	△ 15,693	

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

令和6年度部門別損益計算書

(単位：千円)

区分	計	農業関連事業					農業指導事業			共通管理費等
		信用事業	共済事業	事業	販売	資材農機	給油	利用保管	事業	
事業収益	① 2,385,121	233,422	73,463	2,064,803	145,435	1,019,108	673,292	226,965	13,434	
事業費用	② 1,647,643	57,170	1,478	1,576,303	5,448	873,470	615,798	81,585	12,693	
事業総利益 (①-②)	③ 737,477	176,251	71,985	488,500	139,987	145,638	57,493	145,380	740	
事業管理費	④ 648,542	94,326	53,031	417,791	112,899	102,299	61,983	140,611	83,395	
人件費	438,294	78,796	45,384	244,253	94,509	74,018	35,191	40,535	69,861	
業務費	43,170	5,067	2,341	32,009	7,156	9,056	6,518	9,279	3,752	
諸税負担金	18,699	1,841	812	14,622	1,597	2,849	1,752	8,423	1,424	
施設費	142,666	7,999	4,171	123,285	8,947	15,530	17,949	80,858	7,212	
うち減価償却費	⑤ 48,777	2,014	869	43,785	2,713	2,364	2,861	35,847	2,110	
その他事業管理費	5,712	623	322	3,622	689	845	572	1,515	1,145	
各事業管理費のうち 配分された共通管理費	⑥	19,852	10,442	116,742	22,340	26,972	18,265	49,165	16,628	△ 163,664
うち減価償却費	⑦	810	426	4,764	912	1,101	745	2,006	679	△ 6,679
事業利益 (③-④)	⑧ 88,934	81,925	18,954	70,709	27,089	43,340	△ 4,490	4,770	△ 82,654	
事業外収益	⑨ 62,902	7,465	3,926	45,078	9,764	9,958	6,868	18,486	6,433	
うち共通分の配分	⑩	7,465	3,926	43,899	8,585	9,958	6,868	18,486	6,253	△ 61,543
事業外費用	⑪ 34,912	4,259	2,240	24,846	4,828	5,551	3,919	10,547	3,568	
うち共通分の配分	⑫	4,259	2,240	24,810	4,793	5,551	3,919	10,547	3,568	△ 34,878
経常利益 (⑧+⑨-⑩)	⑬ 116,923	85,131	20,641	90,941	32,035	47,747	△ 1,540	12,709	△ 79,789	
特別利益	⑭ 8,228	32	0	8,197	0	1,306	5,200	1,691	0	
うち共通分の配分	⑮	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	⑯ 9,793	0	0	9,794	0	507	7,166	2,121	0	
うち共通分の配分	⑰	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑮)	⑱ 115,358	85,163	20,641	89,344	32,025	48,547	△ 3,506	12,279	△ 79,789	
営農指導事業分の配分	⑲	11,398	11,398	56,993	11,398	11,398	11,398	22,798	△ 79,789	
営農指導事業配分後 税引前当期利益 (⑱-⑲)	⑳ 115,358	73,764	9,243	32,351	20,627	37,149	△ 14,904	△ 10,519		

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

令和5年度	共通管理費等	①管理費を除く人頭割 ②人件費を除く事業管理費割 ③事業の3種類の計算を行い、その合計値の1/3を配分しています。
	営農指導事業	7部門の均等割により配分しています。
令和6年度	共通管理費等	①管理費を除く人頭割 ②人件費を除く事業管理費割 ③事業の3種類の計算を行い、その合計値の1/3を配分しています。
	営農指導事業	7部門の均等割により配分しています。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

		信用事業	共済事業	農業関連事業	営農指導事業	計
令和5年度	共通管理費等	15.29%	7.55%	68.97%	8.19%	100.00%
	営農指導事業	14.28%	14.28%	71.44%		100.00%
令和6年度	共通管理費等	12.13%	6.38%	71.33%	10.16%	100.00%
	営農指導事業	14.28%	14.28%	71.44%		100.00%

Ⅲ. 信用事業

1. 信用事業の考え方

① 貸出運営の考え方

当JAでは、農家生活の向上や農業生産力の増強など、農業及び地域経済の発展を支えるべく、組合員はもとより、地域の方の必要とする資金の貸出しを行っております。

貸付にあたっては、みなさまからお預かりした貯金を原資に貸付を行っており、一部の組合員だけにかたよらないように、一組合員当たりの貸付限度を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。併せて、地域のみなさまのニーズにお応えできるよう住宅ローン、教育ローン、マイカーローン等の生活にお役に立つ資金の貸出しの推進も積極的に行っております。

バランスのとれた貸出とリスクの分散を図り、貸出金の健全性の維持・向上を図り多様化のご相談にもお応えしながら、今後も地域に密着した金融機関として、お客様に信頼されるよう貸出事業を行ってまいります。

② JAバンクシステムについて

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランド確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

注1) 総資金利ざやは、次の算式により計算しております。

〔資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）〕

注2) 経費率は、次の算式により計算しております。

〔信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高×100〕

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	0	6
うち預金	0	6
うち有価証券	0	0
うち貸出金	0	0
支払利息	0	8
うち貯金・定期積金	0	8
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	0	0
差し引き	0	△2

注1) 増減額は前年度対比です。

利益率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度	増減
総資産経常利益率	0.20	0.24	0.04
資本経常利益率	2.38	2.61	0.23
総資産当期純利益率	0.20	0.21	0.01
資本当期純利益率	1.60	2.20	0.60

注1) 次の算式により計算しております。

総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

総資産当期純利益率＝当期純利益（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

資本当期純利益率＝当期純利益（税引後）／純資産勘定平均残高×100

3. 貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増減
流動性貯金	12,829 (29.4%)	13,035 (33.7%)	206
定期性貯金	30,854 (70.6%)	25,673 (66.3%)	△5,181
その他の貯金	13 (0.0%)	19 (0.0%)	6
計	43,696 (100%)	38,727 (100%)	△4,969
譲渡性貯金	—	—	—
合計	43,696 (100%)	43,696 (100%)	△4,969

注1) 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金

注2) 定期性貯金 = 適貯金 + 定期積金

注3) ()内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増減
定期貯金	27,241 (100%)	24,402 (100%)	△2,839
うち固定金利定期	27,241 (100%)	24,402 (100%)	△2,839
うち変動金利定期	-		

注1) 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注2) 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

注3) ()内は構成比です。

貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増減
組合員別貯金	30,318 [75.9%]	29,522 [78.1%]	△796
組合員以外の貯金	9,587 [24%]	8,280 [21.9%]	△1,307
うち地方公共団体	1,797 (18.7%)	1,003 (12.1%)	△794
うちその他非営利法人	202 (2.1%)	176 (2.1%)	△26
うちその他員外	7,587 (79.1%)	7,101 (85.7%)	△486
合計	39,906 (100%)	37,803 100%	△2,103

注1) []()内は構成比です。

4. 貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増減
手形貸付	251	209	△42
証書貸付	2,503	2,583	80
当座貸越	135	35	△100
割引手形			
合計	2,890	2,828	△62

貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増減
固定金利貸出残高	2,622	2,526	△96
固定金利貸出構成比	89.03%	89.32%	
変動金利貸出残高	322	301	△21
変動金利貸出構成比	10.93%	10.64%	
合計	2,945	2,828	△117

貸出先別貸出金残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増減
組合員貸出	2,518 [85.5%]	2,453 [86.7%]	△65
組合員以外の貸出	427 [14.5%]	375 [13.3%]	△52
うち地方公共団体	314 (73.6%)	264 (70.4%)	△50
うちその他非営利法人	29 (6.8%)	() (%)	△29
うちその他員外	83 (19.5%)	111 (29.6%)	28
合計	2,945 (100%)	2,828 (100%)	△117

注1) []()内は構成比です。

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増減
貯金等	80	70	△10
有価証券			
動産			
不動産	10	10	
その他担保物			
計	91	80	△11
農業信用基金協会保証	1,855	1,928	73
その他保証	278	296	18
計	2,133	2,224	91
信用	720	524	△196
合計	2,945	2,828	△117

債務保証の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増減
貯金等			
有価証券			
動産			
不動産	20	20	0
その他担保物			
計	20	20	0
信用			
合計	20	20	0

貸出金の使途別内訳

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増減
設備資金残高	2,064	2,167	103
設備資金構成比	70.08%	76.63%	6.55%
運転資金残高	881	661	△220
運転資金構成比	29.91%	23.37%	△6.55%
残高合計	2,945	2,828	△117

■ 業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

		令和5度	令和6度	増減
農	業	1,814 (61.5%)	1,854 (61.5%)	△40
林	業	() (%)	() (%)	
水	産 業	() (%)	() (%)	
製	造 業	() (%)	1 (0.0%)	1
鉱	業	() (%)	() (%)	
建	設 業	() (%)	() (%)	
電気・ガス・熱供給・水道業			() (%)	
運 輸 ・ 通 信 業		() (%)	() (%)	
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業		() (%)	() (%)	
金 融 ・ 保 険 業		() (%)	() (%)	
不	動 産 業	29 (1%)	(%)	△29
サ	ー ビ ス 業	() (%)	2 (0.0%)	2
地	方 公 共 団 体	314 (10.6%)	264 (9.3%)	△50
そ	の 他	788 (26.8%)	707 (25.0%)	△81
合	計	2,945 (100%)	2,828 (100%)	△117

注1) () 内は構成比です

■ 貯貸率・貯証率

(単位：%)

		令和5年度	令和6年度	増減
貯 貸 率	期 末	7.38%	7.48%	0.10%
	期 中 平 均	6.61%	7.64%	1.03%
貯 証 率	期 末	0.00%	0.00%	0.00%
	期 中 平 均	0.00%	0.00%	0.00%

注1) 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

注2) 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

注3) 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

注4) 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

■ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増減
農 業	1,814	1,856	42
穀 作	1,500	1,440	△60
野菜・園芸	214	310	96
果樹・樹園農業			
工芸作物			
養豚・肉牛・酪農	18	30	12
養鶏・養卵			
養 蚕			
その他農業	41	76	35
農業関連団体	41		△41
合 計	1,814	1,856	42

注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増減
プ ロ パ ー 資 金	1,469	1,610	141
農 業 制 度 資 金	36	49	△21
農業近代化資金	6	9	△3
その他制度資金	30	40	△18
合 計	1,505	1,659	154

注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち制度資金以外のものをいいます。

注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増減
日本政策金融公庫資金	1,034	980	△54
そ の 他	19	17	△2
合 計	1,053	997	△56

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高

(単位：百万円)

	債権額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
【令和5年度】					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	29	15	0	14	29
危険債権	32	28	1	3	32
要管理債権					
三月以上延滞債権					
貸出条件緩和債権					
小計	61	43	1	17	61
正常債権	2907				
合計	2,969				
【令和6年度】					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	23	10		13	23
危険債権	25	21	3	1	25
要管理債権					
三月以上延滞債権					
貸出条件緩和債権					
小計	48	31	3	14	48
正常債権	2,804				
合計	2,852				

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに

準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注 6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

6. 有価証券に関する指標

■ 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	増減
国 債	2	1	△1
地 方 債			
社 債			
株 式			
そ の 他 証 券			
合 計	2	1	△1

注 1) 貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

■ 商品有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	増減
商 品 国 債	2	1	△1
商 品 地 方 債			
商 品 政 府 保 証 債			
貸 付 商 品 債 券			
合 計	2	1	△1

■ 有価証券残存期間別残高

7. 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めなし	合計
令和5年度								
国債	2							2
地方債								
社債								
株式								
その他の証券								
令和6年度								
国債								
地方債								
社債								
株式								
その他の証券								

■ 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的有価証券]

(単位：百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対 照表計 上額	時価	差額	貸借対 照表計 上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国債						
	地方債						
	小計						
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	2	2	0	0	0	0
	地方債						
	小計	2	2	0	0	0	0
合計		2	2	0	0	0	0

[その他有価証券]

該当する取引はありません。

■ 金銭の信託

[運用目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[その他の金銭の信託]

該当する取引はありません。

■ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引

有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 5 年度					期末残高
	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		前期繰入額 (▲純取崩額)	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	9	9		9		9
個別貸倒引当金	20	16		20	△4	16
合 計	29	25		29	△4	25

区 分	令和 6 年度					期末残高
	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		前期繰入額 (▲純取崩額)	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	9	2		9	△7	2
個別貸倒引当金	16	14		16	△2	14
合 計	25	16		25	△9	16

9. 貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
貸 出 金 償 却 額	0	0

IV. その他の事業

1. 営農指導事業

(単位：千円)

		令和5年度	令和6年度
収 入	賦課金	9,198	9,014
	実費収入	1,462	1,529
	指導受入補助金	203	624
	受託指導収入	1,763	
	貸倒引当金戻入		51
	合計	12,627	13,483
費 用	営農指導改善費	7,022	7,489
	教育情報費	5,064	5,157
	生活改善費	6	85
	貸倒引当金繰入	17	13
	合計	12,110	12,744
差引利益		516	740

2. 共済事業

● 長期共済保有高

(単位：千円)

		令和5年度		令和6年度	
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生 命 総 合 共 済	終身共済	112,302	13,533,043	199,932	13,094,879
	定期生命共済	3,000	113,000	0	110,000
	養老生命共済	45,500	4,299,712	44,500	3,656,291
	こども共済	15,500	1,070,000	14,500	878,500
	医療共済		36,500		36,500
	がん共済		26,000		25,500
	定期医療共済		62,000		58,300
	介護共済	15,856	45,316	11,502	54,959
	年金共済		220,000		223,000
	建物更生共済	1,127,400	16,847,630	1,351,590	16,886,720
合計		1,304,058	35,183,202	1,607,524	34,146,150

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

注2) こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。

注3) J A共済はJ A、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、J A及び全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっております。(短期共済についても同様です。)

注4) 生活障害共済、特定重度疾病共済、認知症共済には死亡保障がないことから、「長期共済保有高」には記載せず、後掲「介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高」に記載しております。

● 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	新 契 約 高	保 有 契 約 高	新 契 約 高	保 有 契 約 高
医 療 共 済	5	5,342	10	4,814
	9,598	36,880	12,331	51,080
が ん 共 済	10	740	25	770
定 期 医 療 共 済		99		90
合 計	15	6,181	35	5,674
	9,598	36,880	12,331	51,080

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

注2) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。

● 介護系その他の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	新 契 約 高	保 有 契 約 高	新 契 約 高	保 有 契 約 高
介 護 共 済	16,849	52,195	14,486	64,182
認 知 症 共 済		8,000		8,000
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)	35,000	245,000		245,000
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)		19,600		19,600
特 定 重 度 疾 病 共 済		23,000	4,000	25,000
合 計	51,849	247,795	18,486	361,782

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

● 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	新 契 約 高	保 有 契 約 高	新 契 約 高	保 有 契 約 高
年 金 開 始 前	3,225	180,612	3,868	172,988
年 金 開 始 後		57,985		60,279
合 計	3,225	238,598	3,868	233,268

注1) 金額は、年金年について記載しています。

● 短期共済新契約高

(単位：千円)

	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
火 災 共 済	11,975,050	13,151
自 動 車 共 済	101,689	103,396
傷 害 共 済	4,913,400	3,180
賠 償 責 任 共 済	490	1,965
自 賠 責 共 済	11,779	10,179

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

注2) 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

注3) 「農業者賠償責任共済」は「賠償責任共済」に含めて記載しています。

3. 販売事業

● 品目別取扱高

(単位：千円)

品 種	令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
	受 託 品	共 計 品	計	受 託 品	共 計 品	計
米		1,445,407	1,445,407		2,420,180	2,420
く ず 米		112,933	112,933		282,181	282,181
小 麦		4,146	4,146		7,700	7,700
大 豆	56	1,329	1,385		4,709	4,709
そ ば		18,765	18,765	66	25,181	318,916
その 他 雑 穀	12		12	380		380
玉 葱	33,850	422,762	456,612	23,715	450,798	474,513
ト マ ト	8,257	179,568	187,825	9,130	174,059	183,189
ミニトマト		309,350	309,350		348,347	348,347
キュウリ		155,269	155,269		216,685	216,685
メ ロ ン		24,842	24,842		25,195	25,195
か ぼ ち ゃ		821	821		1,320	1,320
ブロッコリー		3,388	3,388		2,804	2,804
花 き	4,025	2,090	55,679	7,698	13,541	21,239
ヒ マ ワ リ		37,849	37,849		39,031	39,031
ミディトマト		11,715	11,715		15,047	15,047
その他農産物	4,696		3,534	3,849		2,312
その他青果物	18,819		18,819	18,967		18,967
生 乳	202,673		202,673	182,779		182,779
畜 肉	20,453		20,453	14,672		14,672
合 計	292,841	2,730,234	3,023,080	261,260	4,026,789	4,288,049

4. 保管・利用事業

■ 保管事業の収支

(単位：千円)

		令和 5 年度	令和 6 年度
収 益	保 管 料	38,224	39,768
	米	28,228	28,376
	麦 ・ 大 豆		
	玉 葱	7,800	7,589
	特 定 米 穀	2,195	3,802
	保 管 雑 収 益	15,422	16,041
	出 庫 料	5,959	6,339
	入 庫 料	5,507	6,532
	そ の 他	3,955	3,170
	合 計	53,646	55,810
	労 務 費	18	18
	材 料 費	12	12
	雑 費	639	1,016
	合 計	669	1,047
	差 引 収 益	52,977	54,763

■ 利用事業の収支

(単位：千円)

			令和 5 年度	令和 6 年度
収 益	利 用	精 米 施 設	1,600	1,800
		玉 葱 選 果 場	7,387	7,216
		野 菜 集 出 荷 施 設	12,228	13,956
		温 湯 消 毒 施 設	2,005	2,066
		堆 肥 供 給 施 設	1,450	1,505
		米 穀 乾 燥 調 製 貯 蔵 施 設 (R T)	104,002	119,040
		玄 米 バ ラ 施 設 (S G S)	2,062	1,690
	計		130,735	147,276
	機 械 銀 行	米 麦 乾 燥 調 製 施 設		
		麦 乾 燥 調 製 施 設	2,264	3,821
		受 委 託 (仲 介 ・ 幹 旋)	23,463	19,887
		施 設 利 用		
		そ の 他	182	170
	計		25,910	23,879
合 計		156,645	171,155	
費 用	利 用	精 米 施 設	43	40
		玉 葱 選 果 場	1,302	1,866
		野 菜 集 出 荷 施 設	74	1,019
		温 湯 消 毒 施 設	904	1,202
		堆 肥 供 給 施 設	138	78
		米 穀 乾 燥 調 製 貯 蔵 施 設 (R T)	53,738	55,758
		玄 米 バ ラ 施 設 (S G S)	1,218	953
	計		57,416	60,917
	機 械 銀 行	米 麦 乾 燥 調 製 施 設		
		麦 乾 燥 調 製 施 設	1,067	1,440
		受 委 託 (仲 介 幹 旋)	17,886	15,145
		施 設 利 用		
		そ の 他	361	3,034
	計		19,315	19,620
合 計		76,730	80,538	
差 引 収 益		79,914	90,617	

5. 購買事業

■ 生産資材等の取扱金額

(単位：千円)

品	目	令和 5 年度 供給高	令和 6 年度 供給高
生産資材	肥料	339,967	328,823
	農薬	156,892	166,666
	温床・資材	163,284	173,037
	飼料	26,962	22,297
	その他	111,404	177,459
自動車農機	農業機械	241,535	296,011
	農機部品	23,418	20,672
	農機外注	199,758	230,761
	自動車	28,534	43,277
	自動車部品	358	0
	自動車外注	9,289	8,988
小	計	1,301,407	1,468,008

■ 燃料の取扱金額

(単位：千円)

品	目	令和 5 年度 供給高	令和 6 年度 供給高
ハイオク		17,568	16,757
レギュラー		248,104	246,070
灯油		194,606	198,677
軽油		172,287	167,823
重油		1,464	1,614
潤滑油		7,459	6,448
タイヤ・バッテリー		12,648	15,543
用品・部品		6,964	6,196
小	計	661,103	659,131

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,442	4,456
うち、出資金及び資本準備金の額	1,425	1,411
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	3,088	3,142
うち、外部流出予定額(△)	44	57
うち、上記以外に該当するものの額	△27	△40
うち、処分未済持分の額(△)	27	40
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9	2
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		2
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
うち、回転出資金の額	0	0
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
公的機関による資本増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	4,452	4,459
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	1	1
うち、のれんに係るものの額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	1	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	0	0
適格引当金不足額	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額金であって自己資本に算入される額	0	0
前払年金費用の額	0	0
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る10%基準超過額	0	0

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するもの	0	0
特定項目に係る15%基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1	1
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	4,450	4,457
リスク・アセット 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	15,758	15,357
資産(オン・バランス)項目	15,758	15,338
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	0	0
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス項目	18	
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	0	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,267	1,278
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	17,025	16,636
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	26.13%	26.79%

注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位：百万円)

信用リスクアセット	令和5年度			令和6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
現金	143	0		133		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2	0				
外国の中央政府及び銀行向け						
国際決済銀行等向け						
我が国の地方公共団体向け	314	0		264		
外国の中央政府等以外の公共部門向け						
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け						
地方三公社向け	29	5				
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	38,193	7,638	305	264	264	264
法人等向け	22	22	0	264	264	264
中小企業等向け及び個人向け	120	90	3	264	264	264
抵当権付住宅ローン	178	62	2	264	264	264
不動産取得等事業向け						
三月以上延滞等	6	7	0	10	6	0
取立未済手形	1	0	0	1	0	0
信用保証協会等保証	1,857	185	7	1,931	186	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
共済約款貸付						
出資等	199	199	7	199	199	7
（うち、出資等のエクスポージャー	199	199	7	199	199	7
（うち重要な出資金のエクスポージャー）						
上記以外	4,305	7,653	306	4,368	7,619	304
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）						
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	2,154	5,386	215	2,154	5,386	215

(単位：百万円)

信用リスクアセット	令和5年度			令和6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	77	193	7	69	174	7
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)						
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,073	2,073	82	2,144	2,059	82
証券化						
(うちS T C要件適用分)						
(うち非S T C適用分)						
再証券化						
リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー						
(うちルックスルー方式)						
(うちマンドート方式)						
(うち蓋然性方式250%)						
(うち蓋然性方式400%)						
(うちフォールバック方式)						
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)						
標準的手法を適用するエクスポージャー別計						
C V Aリスク相当額÷8%						
中央清算期間関連エクスポージャー						
合計(信用リスク・アセットの額)	45,374	15,866	634	43,249	15,357	614

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	令和5年度		令和6年度	
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要資本額 b=a×4%
	1,267	50	1,278	51
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要資本額 b=a×4%
	17,025	681	16,636	665

注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当 J A では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出に当たって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注 1) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和5年度			令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャー	うち貸出金等	うち債権	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	228	228			253	253		
	林業								
	水産業								
	製造業								
	鉱業								
	建設・不動産業	29	29						
	電気・ガス等・熱供給・水道業								
	運輸・通信業								
	金融・保険業	38,035				35,869			
	卸売・小売・飲食・サービス業	10	10			25	25		
	日本国政府・地方公共団体	314	314			264	264		
	上記以外	2,376	20			2,930	18		
個人	2,365	2,365			2,273	2,273			
その他	2,050		-		1,634				
業種別残高		45,411	2,969			43,249	2,834		
1年以下		37,156	420		-	36	267		
1年超3年以下		1,491	191		-	256	256		
3年超5年以下		462	462		-	270	270		
5年超7年以下		204	204		-	358	358		
7年超10年以下		516	516		-	486	486		
10年超		1,082	1,082		-	1,108	1,108		
期限の定めのないもの		4,497	91		-	4,633	85		
残存期間別残高計		45,411	2,969			43,249	2,834		
信用リスク期末残高		45,411	2,969			43,249	2,834		
信用リスク平均残高		44,220	2,911			39,315	2,967		

注1) エクスポートは該当ありませんので、地域別の区分は省略していません。

注2) リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度						
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		増減 額	期末 残高	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		増減 額	期末 残高
			目的 使用	その 他					目的 使用	その 他		
一般貸倒引当金	9				0	9	9			7	△7	2
個別貸倒引当金	20				△4	16	16			3	△3	13

④ 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和5年度						令和6年度					
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金償 却	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金償 却
			目的 使用	その 他					目的 使用	その 他		
法人	農 業											
	林 業											
	水産業											
	製造業											
	鉱 業											
	建設・不動産業											
	電気・ガス・熱供給・水道業											
	運輸・通信業											
	金融・保険業											
	卸売・小売・飲料・サービス業											
	上記以外											
個 人	20	△4			16		16			3	13	
業 種 別 計	20	△4			16		16			3	13	

注1)国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分けは省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

			令和5年度	令和6年度
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト	0%	460	536
	リスク・ウエイト	2%		
	リスク・ウエイト	4%		
	リスク・ウエイト	10%	1,857	1,865
	リスク・ウエイト	20%	38,223	36,024
	リスク・ウエイト	35%	178	184
	リスク・ウエイト	50%	0	105
	リスク・ウエイト	75%	127	27
	リスク・ウエイト	100%	2,333	2,279
	リスク・ウエイト	150%	1	0
	リスク・ウエイト	250%	2,232	2,224
		その他		
リスク・ウエイト 125%				
自己資本控除額				
合計			45,413	43,249

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当 J A では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 J A では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A- または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB- または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	適格金融資産 担保	保証	適格金融資産 担保	保証
地方公共団体金融機構向け				
我が国の政府関係機関向け				
地方三公社向け		29		
金融機関及び第一金融商品取引業者向け				
法人等向け				
中小企業等向け及び個人向け	2	72	3	69
抵当権付住宅ローン				
不動産取得等事業向け				
三月以上延滞等				
証券化				
中央清算機関関連				
上記以外	31	33	43	44
合 計	33	134	47	113

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公共企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに関するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

① その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリスの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する企画会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び企画会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

② 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等必要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨を記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額の及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	貸借対照表	貸借対照表計上額	貸借対照表
上場				
非上場	2,353	2,353	2,353	2,353
合計	2,353	2,353	2,353	2,353

注1) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社格式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし、損失を被るリスクをいいます。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当 J A では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当 J A は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当 J A は、金利スワップや先物取引等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 J A では、経済価値ベースの金利リスク量(Δ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.5 年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸し出しの期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの聖地を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVE の前事業年度末からの変動要因は、長期の固定金利の貸出金の増加によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVE および Δ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NII と大きく異なる点
特段ありません。
金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量}(\Delta)$$

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1:金利リスク					
		Δ EVE		Δ NII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト				
2	下方パラレルシフト	16	124	4	24
3	スティーブ化				
4	フラット化	8	5		
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下	47	83		
7	最大値	47	124	4	24
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	4,487		4,528	

・「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号(平成31年2月18日付)の改正に基づき、「 Δ N I I」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

○用語説明

- ・「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日

までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「ステープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

VI. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当JAの令和6年2月1日から令和7年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年4月 日

新砂川農業協同組合
代表理事組合長

林 誠

VII. 沿革・歩み

当 J A は、平成 10 年 2 月 2 日（1998 年）に砂川市農業協同組合と奈井江町農業協同組合とが「未来へ向かって飛躍する」「人づくり・地域づくり・組織づくりで活力ある地域農業を目指す」「地域に根ざし開かれた J A 運営を目指す」「基幹作物の生産性向上及び高品質化」「農業の総合的な競争力強化」「事業遂行体制の整備強化による組合員のサービス向上と、組合員負担の抑制」「地域の信頼に応え地域に貢献する J A バンクを目指す」などを目標に合併し新たに、「新砂川農業協同組合」として発足いたしました。

北海道の主要都市札幌市と旭川市のほぼ中央に位置し、どちらも車で 1 時間程度で行ける利便性があり、稲作を中心に畑作・酪農・施設野菜等、地域の特色を生かした農畜産物を生産しております。

北海道の豊かな自然環境に優しいクリーン農業技術を導入し、タマネギ・トマト・ミニトマト・キュウリ・メロン等では、北のクリーン農産物表示制度の「YES! Clean」認証を受けており、各生産団体は「安全・安心・おいしさ」にこだわりを持った生産活動に日々励んでいます。

稲作においても、特別栽培米の生産等、クリーン農業に取り組み北海道から日本一のおいしい米作りを目指しています。特にゆめぴりかの栽培では、当産地を「ゆめぴりかの里」と称し、独自の「ゆめぴりか憲章」を定めて日々努力しております。

J A バンクとしての新たな取り組み、ライスターミナル、野菜集出荷施設、堆肥供給施設、利雪低温倉庫（雪米の蔵）の活用など地域への貢献を通して、信頼される J A を目指しています。

平成 10 年 2 月 2 日	新砂川農協協同組合 発足式
平成 10 年 6 月 12 日	新砂川農協青年部設立
平成 10 年 6 月 16 日	新砂川農協女性部設立
平成 11 年 3 月 28 日	第 1 回通常総代会
平成 11 年 8 月 12 日	奈井江給油所オープン
平成 11 年 11 月 9 日	トマト選果場竣工式
平成 12 年 4 月 9 日	第 2 回通常総代会
平成 12 年 7 月 31 日	営農資材センター及び農産加工施設竣工
平成 12 年 9 月 25 日	再開発事業地鎮祭
平成 13 年 4 月 7 日	第 3 回通常総代会
平成 13 年 5 月 25 日	A コープ本店オープン
平成 13 年 11 月 24 日	奈井江町米穀乾燥調製貯蔵施設(ライスターミナル)完成引渡し式
平成 14 年 4 月 7 日	第 4 回通常総代会
平成 14 年 11 月 29 日	第 1 回臨時総代会
平成 14 年 4 月 6 日	第 5 回通常総代会
平成 16 年 4 月 4 日	第 6 回通常総代会
平成 16 年 12 月 27 日	第 2 回臨時総代会
平成 17 年 4 月 9 日	第 7 回通常総代会
平成 18 年 4 月 22 日	第 8 回通常総代会
平成 18 年 4 月 25 日	年金友の会 設立総会
平成 19 年 4 月 5 日	第 9 回通常総代会

平成 19 年 7 月 13 日	奈井江セルフ給油所オープン
平成 19 年 10 月 10 日	第 3 回臨時総代会
平成 20 年 4 月 5 日	第 10 回通常総代会
平成 21 年 4 月 4 日	第 11 回通常総代会
平成 21 年 4 月 29 日	砂川セルフ給油所オープン
平成 21 年 10 月 9 日	第 4 回 臨時総代会
平成 22 年 3 月 31 日	タマネギ選果施設、堆肥供給施設完成
平成 22 年 4 月 3 日	第 12 回 通常総代会
平成 23 年 4 月 5 日	第 13 回 通常総代会
平成 23 年 3 月 1 日	奈井江町利雪低温倉庫「雪米の蔵(ゆめのくら)」運用開始
平成 24 年 1 月 31 日	J Aバンク空知太店 本店へ業務統合 A コープ空知太店閉店
平成 24 年 4 月 5 日	第 14 回 通常総代会
平成 24 年 5 月 16 日	奈井江資材事務所・倉庫の取壊し及び土地の売却
平成 25 年 4 月 5 日	第 15 回 通常総代会
平成 26 年 4 月 4 日	第 16 回 通常総代会
平成 26 年 11 月 7 日	第 5 回 臨時総代会
平成 27 年 4 月 6 日	第 17 回 通常総代会
平成 27 年 11 月 17 日	A コープ奈井江店 リニューアルオープン
平成 27 年 12 月 9 日	第 1 回「ゆめぴりかコンテスト」最高金賞
平成 28 年 4 月 5 日	第 18 回 通常総代会
平成 28 年 10 月 21 日	第 6 回 臨時総代会
平成 29 年 4 月 5 日	第 19 回 通常総代会
平成 29 年 6 月 15 日	ショッピングプラザA i A i リニューアルオープン
平成 29 年 11 月 17 日	第 7 回 臨時総代会
平成 30 年 1 月 30 日	ミニトマト 3 億円突破祝賀会
平成 30 年 3 月 20 日	ライスターミナル増設工事完了竣工式
平成 30 年 4 月 5 日	第 20 回 通常総代会
平成 30 年 5 月 16 日	キュウリ選果場 キュウリ選別機導入安全祈願祭
平成 31 年 4 月 5 日	第 21 回 通常総代会
令和 1 年 11 月 29 日	新砂川農協「ゆめぴりか」 第 6 回「米のヒット甲子園」大賞受賞
令和 2 年 4 月 7 日	第 22 回 通常総代会
令和 3 年 4 月 5 日	第 23 回 通常総代会
令和 4 年 2 月 1 日	資材部門本支所統合
令和 4 年 4 月 5 日	第 24 回 通常総代会
令和 5 年 4 月 5 日	第 25 回 通常総代会
令和 6 年 4 月 5 日	第 26 回 通常総代会
令和 7 年 1 月 28 日	キュウリ 2 億円突破記念式
令和 7 年 4 月 4 日	第 27 回 通常総代会

Ⅷ. ディスクロージャー誌の記載項目について

このディスクロージャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。

なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

<組合単体 農業協同組合施行規則第204条関係>

開示項目	記載項目
●概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	I-3①
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	I-3⑤
○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	I-3⑥
○事務所の名称及び所在地	I-3⑦
○特定信用事業代理業者に関する事項	I-3⑧
●主要な業務の内容	
○主要な業務の内容	I-2
●主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	II-1
○直近の5事業年度における主要な業務の状況	II-2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計） ・ 経常利益又は経常損失 ・ 当期剰余金又は当期損失金 ・ 出資金及び出資口数 ・ 総資産額 ・ 貯金等残高 ・ 貸出金残高 ・ 有価証券残高 ・ 単体自己資本比率 ・ 剰余金の配当の金額 ・ 職員数 	
○直近の2事業年度における事業の状況	III-2, 3, 4, 6
◇主要な業務の状況を示す指標	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業粗利益及び事業粗利益率 ・ 資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支 ・ 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや ・ 受取利息及び支払利息の増減 ・ 総資産経常利益率及び資本経常利益率 ・ 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 	
◇貯金に関する指標	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高 	

- ・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高
- ◇貸出金等に関する指標
 - ・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
 - ・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
 - ・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額
 - ・使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高
 - ・主要な農業関係の貸出実績
 - ・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合
 - ・貯貸率の期末値及び期中平均値
- ◇有価証券に関する指標
 - ・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高
 - ・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高
 - ・有価証券の種類別の平均残高
 - ・貯証率の期末値及び期中平均値

●業務の運営に関する事項

- | | |
|------------------------------|-----|
| ○リスク管理の体制 | I-5 |
| ○法令遵守の体制 | I-5 |
| ○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 | I-4 |
| ○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 | I-5 |

●組合の直近の2事業年度における財産の状況

- | | |
|---|-------|
| ○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 | II-3 |
| ○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | III-5 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ・危険債権 ・三月以上延滞債権 ・貸出条件緩和債権 ・正常債権 | |
| ○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額 | 該当なし |
| ○自己資本の充実の状況 | V |
| ○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | III-7 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券 ・金銭の信託 ・デリバティブ取引 ・金融等デリバティブ取引 ・有価証券店頭デリバティブ取引 | |
| ○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | III-8 |

○貸出金償却の額	Ⅲ-9
○会計監査人設置組合にあつては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	I-3⑥

<組合単体 自己資本の充実の状況に関する開示項目（金融庁告示 農林水産省告示）>

●開示項目	記載項目
○ 自己資本の構成に関する開示事項	V-1
○ 定性的開示事項	
・ 自己資本調達手段の概要	I-6②
・ 組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	I-6②
・ 信用リスクに関する事項	I-5①, V-3①
・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-4①
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-5
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・ オペレーショナル・リスクに関する事項	I-5④
・ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-7①
・ 金利リスクに関する事項	V-8①
○ 定量的開示事項	
・ 自己資本の充実度に関する事項	V-2
・ 信用リスクに関する事項	V-3②~⑤
・ 信用リスク削減手法に関する事項	V-4②
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	V-5
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	V-7②~⑤
・ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	V-8
・ 金利リスクに関する事項	V-9